

八百津町障がい者福祉計画 (案)

平成 27 年 3 月
八百津町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
Ⅰ 計画策定の趣旨	1
Ⅱ 計画の位置づけ	2
Ⅲ 計画の策定方法と計画期間	3
第2章 八百津町の概況	4
Ⅰ 八百津町の人口及び世帯の推移	4
Ⅱ 八百津町の障がい者数の推移	5
Ⅲ 障がい者を取り巻く環境	10
Ⅳ アンケート調査の結果	20
第3章 基本構想	35
Ⅰ 基本目標	35
Ⅱ 計画策定の視点	35
Ⅲ 計画体系	36
第4章 基本計画	40
Ⅰ 自立支援・地域生活支援の基盤整備	40
Ⅱ 雇用・就業の促進	43
Ⅲ 保健・医療の充実	44
Ⅳ 保育・教育・療育の充実	46
Ⅴ 生活環境の整備	49
Ⅵ 安全・安心なまちづくりの推進	51
Ⅶ 相談支援体制の整備と権利擁護の推進	52
Ⅷ 地域ぐるみでの障がい者支援の推進	52
Ⅸ 障がい者施策推進体制の整備	55
第5章 障がい福祉計画の目標数値	58
Ⅰ 八百津町の平成 29 年度目標	58
Ⅱ 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量等	62
第6章 計画推進に向けて	79
Ⅰ 推進体制	79
Ⅱ 進行管理と評価	80

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）や障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の整備など障がい者の法律や制度の改革が進められてきています。本町においては、平成18年4月に障害者基本法に基づいた「八百津町障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。また、平成18年4月の障害者自立支援法の施行にあわせて障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画である「やおつ障がい福祉計画」を策定、平成21年には計画を見直し、第2期の「やおつ障がい福祉計画平成21」を策定しています。さらに、平成24年には「障がい者計画」に「障がい福祉計画」を包含した、「八百津町障がい者福祉計画」を策定しました。

このように障がい福祉施策の充実に努めてきましたが、この度、これまで推進してきた障がい福祉施策の必要な見直しを行い、障がい者の法律や制度の動向、本町の障がい者の実態を踏まえながら、新たな「八百津町障がい者福祉計画」を策定します。

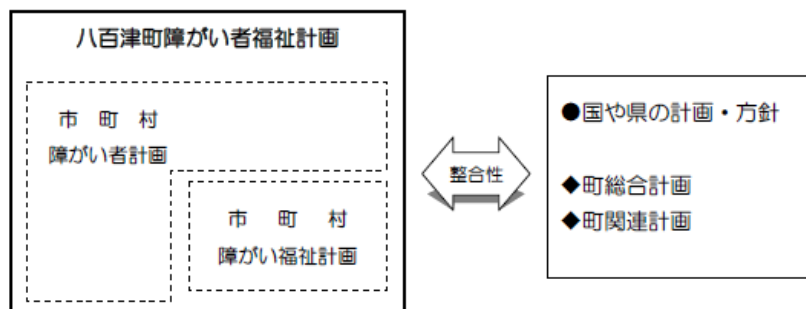
Ⅱ 計画の位置づけ

「八百津町障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」に定める「市町村障がい者計画」と、「障害者総合支援法」に定める「市町村障がい福祉計画」を一体的に策定したものです。

「市町村障がい者計画」は、主に障がいのある人を対象に、障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画となります。また、「市町村障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画となります。

なお、計画策定にあたっては国や県の計画や方針、町の総合計画、その他の関連計画と整合を図りながら策定します。

図1-2-1 八百津町障がい者福祉計画のイメージ



Ⅲ 計画の策定方法と計画期間

1 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、八百津町保健福祉推進協議会、障がい者福祉計画作成部会、という組織体制を構築し、各組織が主に以下の役割を担います。

(1) 八百津町保健福祉推進協議会

計画案の最終審議・承認を行います。

(2) 障がい者福祉計画作成部会

計画原案を検討し、事務局に修正意見を出します。

(3) 事務局

庁内の関係課と個別調整を行いながら、計画原案を作成し、障がい者計画作成部会に諮ります。また、八百津町保健福祉推進協議会や障がい者計画作成部会の運営サポートを行います。

2 計画期間

本計画の計画期間は、平成27～29年度までの3年間とします。なお、国の法律や制度の改正の状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

図1-3-1 計画期間

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
八百津町障がい者福祉計画				八百津町障がい者福祉計画 (障がい福祉計画【第3期】を含む)			八百津町障がい者福祉計画 (障がい福祉計画【第4期】を含む)		
			見直し						
障がい福祉 計画	障がい福祉計画 【第2期】								
			見直し			見直し			

第2章 八百津町の概況

I 八百津町の人口及び世帯の推移

1 人口

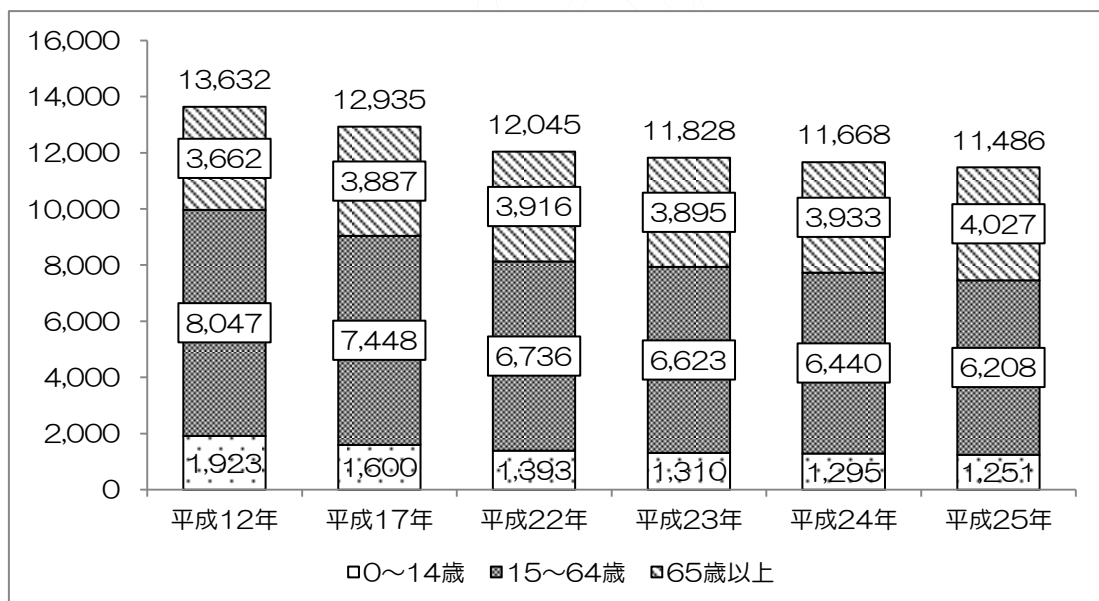
本町の総人口は年々減少傾向にあり、平成12年の13,632人から平成25年の11,486人へと2,146人減少、また、年齢3区分別人口では、少子高齢化の進行が顕著にあらわれています。

年少区分である0～14歳人口は、平成12年の1,923人から平成25年の1,251人へと672人減少しており、総人口に占める構成比率（年少人口比率）は、平成12年の14.1%から平成24年の10.9%と3.2ポイント減少しています。

一方、老年人口である65歳以上の人口は、平成12年の3,662人から平成25年の4,027人へと365人増加しており、総人口に占める構成比率（高齢化率）は、平成12年の26.9%から平成25年の35.1%と8.2ポイント上昇しています。

図2-1-1 人口の推移

単位：人



※ 平成22年までは総務省「国勢調査」より、平成23年以降は岐阜県「岐阜県統計表」より抽出しており、基準日は10月1日現在（以降同様）。

（出所：国勢調査、岐阜県統計表から集計）

表2-1-1 年齢3区分別人口

単位：人

	総人口						
		年少人口 (0～14 歳)		生産年齢人口 (15～64 歳)		老年人口 (65 歳以上)	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成 12 年	13,632	1,923	14.1%	8,047	59.0%	3,662	26.9%
平成 17 年	12,935	1,600	12.4%	7,448	57.6%	3,887	30.1%
平成 22 年	12,045	1,393	11.6%	6,736	55.9%	3,916	32.5%
平成 23 年	11,828	1,310	11.1%	6,623	56.0%	3,895	32.9%
平成 24 年	11,668	1,295	11.1%	6,440	55.2%	3,933	33.7%
平成 25 年	11,486	1,251	10.9%	6,208	54.0%	4,027	35.1%

(出所：国勢調査、岐阜県統計表から集計)

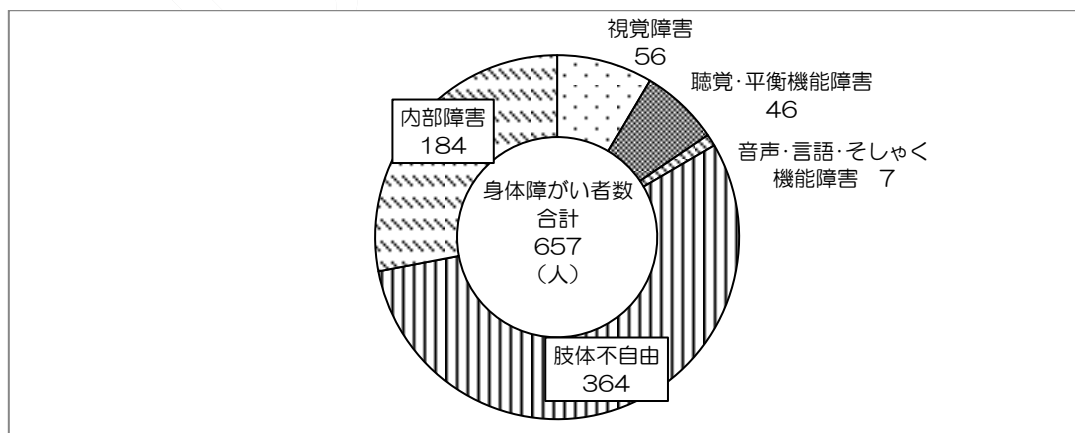
Ⅱ 八百津町の障がい者数の推移

1 身体障がい者

平成25年度現在の身体障がい者数は657人であり、平成22年度と比較すると49人増加しています。障がい者別の構成割合については、肢体不自由者が全体の55.4%と最も高く、次いで、内部障がい者が28.0%となっており、平成22年度に対して著しい変化はみられません。

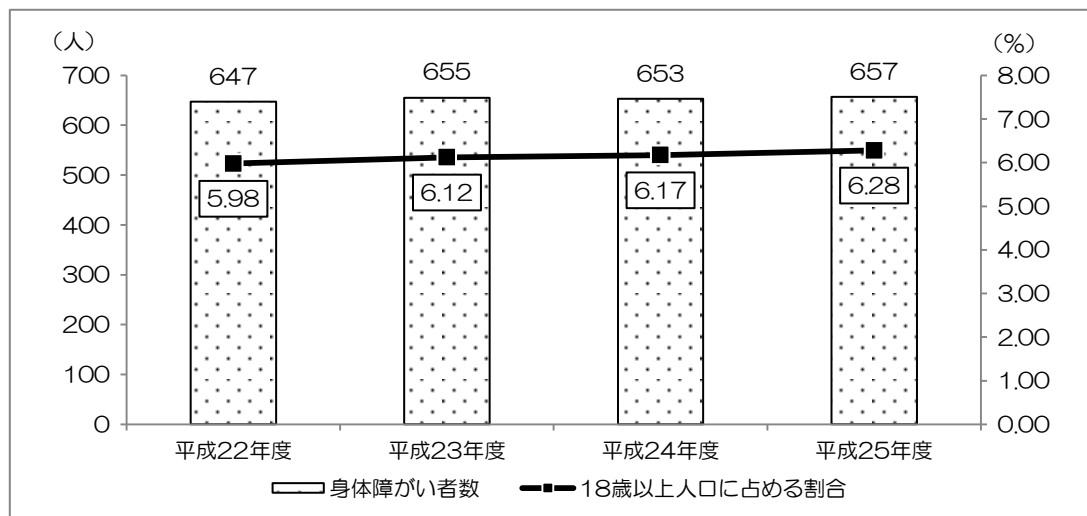
18歳以上の人口に占める割合は、平成22年度と比較し、平成25年度は0.3ポイント増加しています。

図2-2-1 身体障がい者の内訳（平成25年度現在）



(出所：岐阜県障害福祉課資料)

図2-2-2 身体障がい者数と18歳以上人口に占める割合の推移

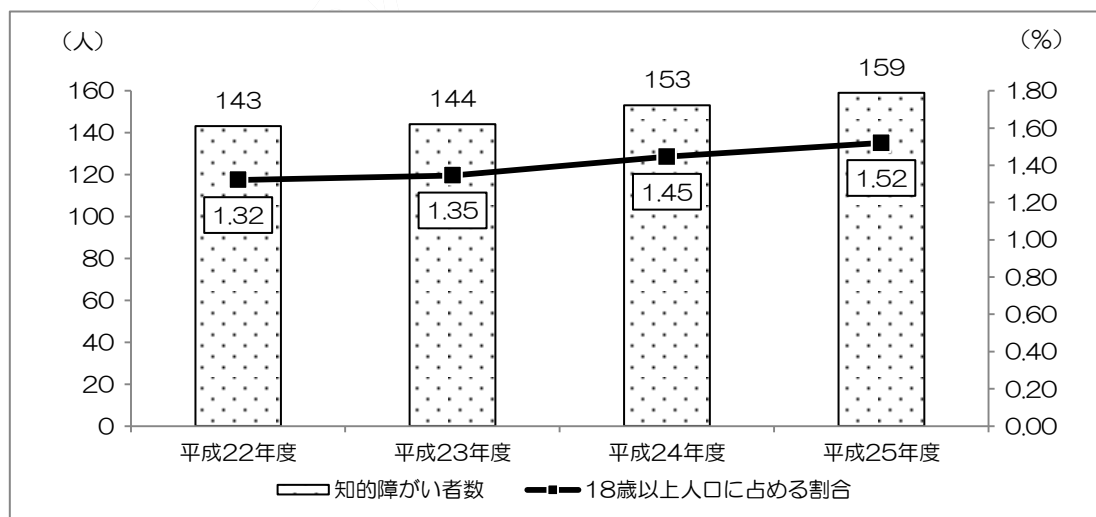


(出所：岐阜県障害福祉課資料)

2 知的障がい者

平成25年度の知的障がい者数は159人であり、平成22年度と比較すると16人増加しています。また、18歳以上の人口に占める割合は、平成22年度と比較し、平成25年度は0.2ポイント増加しています。

図2-2-3 知的障がい者数と18歳以上人口に占める割合の推移



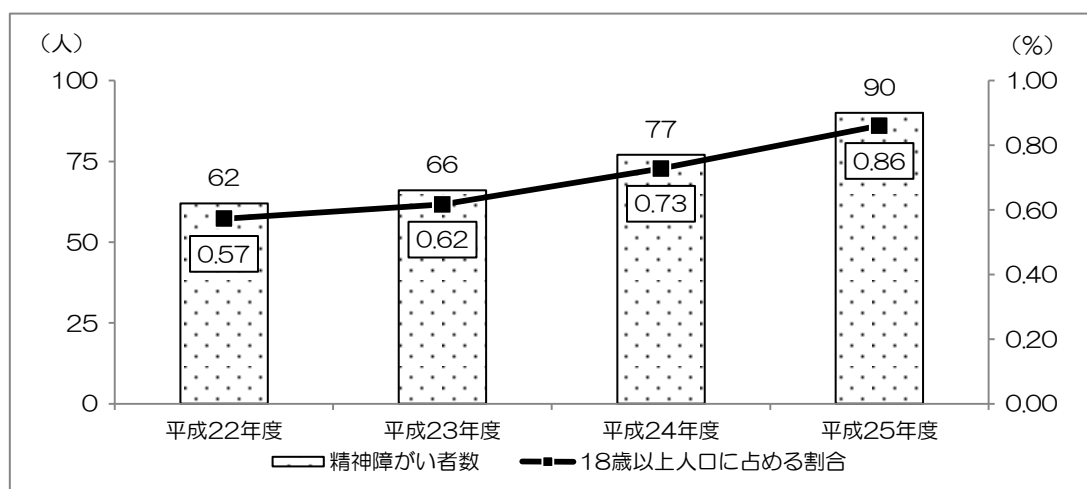
(出所：健康福祉課資料)

3 精神障がい者

平成25年度の精神障がい者数は90人であり、平成22年度と比較すると28人増加しています。また、18歳以上の人口に占める割合は、平成22年度と比較し、平成25年度は0.29ポイント上昇しています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者について、平成25年度では90人となっており、精神通院医療受給者は99人となっています。

図2-2-4 精神障がい者数と18歳以上人口に占める割合の推移



(出所：岐阜県障害福祉課資料)

表2-2-1 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移及び精神通院医療受給者数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	62	66	77	90
0～19歳	—	—	—	1
20～39歳	11	12	12	15
40～64歳	40	40	46	50
65歳以上	11	14	19	24
精神通院医療受給者	115	110	96	99
0～19歳	1	1	3	3
20～39歳	44	35	34	34
40～64歳	55	61	51	54
65歳以上	15	13	8	8

(出所：岐阜県障害福祉課資料)

4 慢性特定疾患患者

平成25年度の慢性特定疾患患者数は75人であり、平成22年度と比較すると8人増加しています。

表2-2-2 慢性特定疾患患者数の推移

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ベーチェット病	2	1	1	1
多発性硬化症	5	5	5	4
重症筋無力症	1	1	1	1
全身性エリテマトーデス	3	3	3	3
再生不良性貧血	—	—	—	1
サルコイドーシス	5	7	7	7
筋萎縮性側索硬化症	—	1	1	1
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	4	4	4	5
特発性血小板減少性紫斑病	2	—	—	2
結節性動脈周囲炎	—	1	1	2
潰瘍性大腸炎	12	14	14	14
大動脈炎症候群	1	1	1	1
ビュルガー病	—	—	—	—
脊髄小脳変性症	3	2	2	2
クローン病	3	3	3	4
パーキンソン病	12	11	11	8
後縦靱帯骨化症	3	4	4	6
ウィリス動脈輪閉塞症	1	1	1	2
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	2	2	2	2
シャイ・ドレーガー症候群	2	1	1	1
膿疱性乾癬	1	1	1	—
広範脊柱管狭窄症	—	1	1	1
重症急性膵炎	—	1	1	1
特発性大腿骨頭壊死症	3	3	3	2
混合性結合組織症	1	1	1	1
特発性間質性肺炎	—	—	—	2
網膜色素変性症	1	1	1	—

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
肺動脈性高血圧症	—	—	—	1
合 計	67	70	70	75

(出所：中濃保健所)

Ⅲ 障がい者を取り巻く環境

1 障がい児の療育

障がい児通園施設などの療育機関に通園している子どもは、平成25年度は62人であり、0～6歳が35人、7歳以上が27人となっています。

表2-3-1 療育機関の利用者数

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
7歳以上	33	34	27
0～6歳	21	23	35
計	54	57	62

(出所：健康福祉課資料)

2 障がい児保育

本町には5つの保育園があり、いずれの保育園でも障がい児（療育手帳を保持していない児も含む）の受け入れを行っています。平成25年度では、18人が利用しています。

表2-3-2 障がい児保育の保育園別受け入れ人数

単位：人

	平成23年度 受け入れ人数	平成24年度 受け入れ人数	平成25年度 受け入れ人数
八百津保育園	5	5	9
錦津保育園	2	3	7
和知保育園	7	8	14
久田見保育園	5	2	2
潮南保育園	—	—	休園
計	19	18	32

(出所：健康福祉課資料)

3 障がい児教育（特別支援教室）

本町には小学校が5校、中学校2校あり、平成25年度では全部で8学級の特別支援学級を設置しています。内訳は、知的障がい4クラス、情緒障がい4クラスであり、合わせて17人が在籍しています。

表2-3-3 小学校・中学校数

単位：校、学級

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
町内の小学校数		5校32組	5校31組	5校32組
	内 特別支援学級	3校4組	3校5組	3校6組
町内の中学校数		2校14組	2校15組	2校14組
	内 特別支援学級	1校2組	1校2組	1校2組

(出所：八百津町教育委員会)

表2-3-4 特別支援学級数

単位：学級

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
特別支援学級数		6	7	8
	難聴	—	—	—
	肢体不自由	—	—	—
	病弱	—	—	—
	知的障がい	3	3	4
	情緒障がい	3	4	4

(出所：八百津町教育委員会)

表2-3-5 特別支援学級の在籍者数

単位：人

		小学校			中学校		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
在籍者数		16	19	13	4	5	4
学級別	難聴	—	—	—	—	—	—
	肢体不自由	—	—	—	—	—	—
	病弱	—	—	—	—	—	—
	知的障がい	8	9	8	2	3	1
	情緒障がい	8	10	5	2	2	3
学年別	6年	3	5	3			
	5年	5	3	3			
	4年	2	4	3			
	3年	3	4	—	—	3	1
	2年	3	—	3	3	1	1
	1年	—	3	1	1	1	2

(出所：八百津町教育委員会)

4 乳幼児健康診査

平成23～25年度の平均受診率は3か月児健康診査で98.4%、その他の年齢健康診査も94%以上と高くなっています。

表2-3-6 乳幼児健康診査の受診状況

単位：人、%

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
3か月 児検診	対象者数（人）	60	78	60
	受信者数（人）	59	78	58
	受診率（%）	98.3	100	96.7
9か月 児検診	対象者数（人）	74	70	66
	受信者数（人）	73	66	65
	受診率（%）	98.6	94.3	98.5
1歳6か月児 検診	対象者数（人）	68	61	75
	受信者数（人）	66	60	72
	受診率（%）	97.1	98.4	96.0
3歳月 児検診	対象者数（人）	61	70	71
	受信者数（人）	61	66	69
	受診率（%）	100.0	94.3	97.2

（出所：健康福祉課資料）

5 障がい者施設

平成26年10月1日現在、本町出身者で障がい者施設に入所している方は、身体障がい者3人、知的障がい者28人、精神障がい者1人の計32人となっています。また障がい者通所施設には、身体障がい者2人、知的障がい者45人、精神障がい者8人の計55人の方が通所し、障がい児施設へは73人の方が通所しています。

表2-3-7 障がい者施設の入所者数（平成26年10月1日現在）

単位：人

区分	施設名	施設種別	所在地	入所者数
身体障がい者施設	岐阜県立陽光園	障害者支援施設	美濃市	—
	障がい者支援施設あいそら羽島	障害者支援施設	羽島市	1
	岐阜県立幸報苑	障害者支援施設	山県市	1
	岐阜県立サニーヒルズみずなみ	障害者支援施設	瑞浪市	1
知的障がい者施設	しおなみ苑	障害者支援施設	八百津町	4
	白竹の里	障害者支援施設	白川町	1
	可茂学園	障害者支援施設	可児市	4
	指定障害者支援施設第一陶技学園	障害者支援施設	土岐市	1
	岐阜市立日野恵光	障害者支援施設	岐阜市	1
	岐阜県立ひまわりの丘第四学園	障害者支援施設	関市	—
	美谷の里	障害者支援施設	関市	1
	双樹園	障害者支援施設	羽島市	1
	指定障害者施設陶技学園みずなみ荘	障害者支援施設	瑞浪市	1
	岐阜県立はなの木苑	障害者支援施設	土岐市	1
	共同生活白竹の里	共同生活援助	白川町	2
	共同生活八百津	共同生活援助	八百津町	6
	共同生活援助事業所みなと	共同生活援助	八百津町	3
	桜路	共同生活援助	川辺町	2
	サーズグループホーム	共同生活援助	千葉県 館山市	1
合 計				32

（出所：健康福祉課資料）

表2-3-8 障がい者施設の通所者数（平成26年10月1日現在）

単位：人

区分	施設名	施設種別	所在地	通所者数
身体障がい者施設	岐阜県立幸報苑	生活介護	山県市	1
	岐阜県立サニーヒルズみずなみ	生活介護	瑞浪市	1
知的障がい者施設	しおなみ苑	生活介護	八百津町	8
	白竹の里	生活介護	白川町	1
	可茂学園	生活介護	可児市	1
	指定障害者支援施設第一陶技学園	生活介護	土岐市	1
	岐阜市立日野恵光	生活介護	岐阜市	1
	岐阜県立ひまわりの丘第四学園	生活介護	関市	1
	美谷の里	生活介護	関市	1
	双樹園	生活介護	羽島市	1
	指定障害者施設陶技学園みずなみ荘	生活介護	瑞浪市	1
	岐阜県立はなの木苑	生活介護	土岐市	1
	あしたの会 にれ	生活介護	白川町	1
	第二白竹の里	就労継続支援B型	八百津町	1
	わたげの家	生活介護	八百津町	8
	わたげの家	就労継続支援B型	八百津町	10
	つくしんぼ	生活介護	川辺町	2
	恵那たんぽぽ作業所 通所部	就労移行支援	恵那市	1
	りあん	就労継続支援A型	多治見市	2
	SWINGU	就労継続支援B型	多治見市	1
	おひさま（イルソーレ）	就労継続支援A型	岐阜市	1
	エムプラス	就労継続支援A型	美濃加茂市	1
精神障がい者施設	コルペコ可児	就労継続支援A型	可児市	1
	株式会社ハッピーライクス	就労継続支援A型	可児市	1
	OKめぐり	就労継続支援A型	各務原市	1
	工房和楽	就労継続支援A型	美濃加茂市	3
	生活訓練施設 さくら	自立訓練（生活訓練）	美濃加茂市	1
	授産施設Green bird	就労継続支援B型	美濃加茂市	1
障がい者施設計				55

区分	施設名	施設種別	所在地	通所者数
障がい児施設	八百津町親子教室	児童発達支援	八百津町	32
	八百津町親子教室	放課後等デイサービス	八百津町	38
	岐阜市福祉型児童発達支援センター みやこ園	児童発達支援	岐阜市	1
	さんぷれいす	放課後等デイサービス	可児市	1
	放課後等デイサービス 虹の橋	放課後等デイサービス	可児市	1
障がい児施設計				73
合 計				128

(出所：健康福祉課資料)

6 居宅支援費サービス

短期入所は平成23年、平成24年においては利用者がいましたが、平成25年の利用者はありませんでした。平成24年においては、知的障がい者で1人、4日の利用、精神障がい者で、1人、2日の利用がありました。

また地域生活支援事業における日中一時支援事業について、平成25年は14人の利用がありました。

表2-3-9 短期入所の利用状況

単位：人、日／月

		平成23年10月		平成24年10月		平成25年10月	
		利用 実人数 (人)	利用 日数 (日)	利用 実人数 (人)	利用 日数 (日)	利用 実人数 (人)	利用 日数 (日)
身体障がい者	宿泊	—	—	—	—	—	—
知的障がい者	宿泊	1	4	1	4	—	—
	日帰り (0.25日)	—	—	—	—	—	—
	日帰り (0.5日)	—	—	—	—	—	—
	日帰り (0.75日)	—	—	—	—	—	—
精神障がい者	宿泊	1	6	1	2	—	—
	日帰り (0.25日)	—	—	—	—	—	—
	日帰り (0.5日)	—	—	—	—	—	—
	日帰り (0.75日)	—	—	—	—	—	—
児童	宿泊	—	—	—	—	—	—
	日帰り (0.25日)	—	—	—	—	—	—
	日帰り (0.5日)	—	—	—	—	—	—
	日帰り (0.75日)	—	—	—	—	—	—

(出所：健康福祉課資料)

表2-3-10 地域生活支援事業の利用状況

単位：人／月

	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月
知的障がい者日中一時支援事業	11	13	14

(出所：健康福祉課資料)

7 精神障がい者に対する福祉サービス

精神障がい者に対する福祉サービスとして、ホームヘルプサービスを実施しており、平成25年10月では3人が16.5時間利用しました。

表2-3-11 地域生活援助事業の利用状況

単位：人、時間／月

		平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月
ホームヘルプサービス	利用人数（人）	3	4	3
	利用時間数（時間）	28.0	62.5	16.5

（出所：健康福祉課資料）

8 補装具・日常生活用具など

平成25年度における身体障がい者、障がい児に対する交付、修理件数は15件であり、平成23年度24件、平成24年度26件と比較すると、減少しています。

平成25年度における身体障がい者、障がい児に対する日常生活用具の給付件数は67件であり、そのほとんどをストマ用具装置が占めています。これは平成22年度以前から同じ傾向にあります。

表2-3-12 補装具の交付状況

単位：件

		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢	義手	—	1	—	—	—	2
	義足	—	1	—	2	—	1
装具	下肢	3	1	1	1	1	1
	靴型	1	—	—	—	—	—
	体幹	—	—	—	—	—	—
	上肢	—	—	—	—	—	—
座位保持装置		—	—	2	—	—	—
盲人安全つえ		—	—	3	—	—	—
義眼		—	—	—	—	—	—
眼鏡		—	—	—	—	—	—
補聴器		6	4	5	2	3	2
車いす		3	2	2	3	1	3
電動車いす		—	—	—	—	—	—
歩行器		1	—	1	—	—	—
歩行補助つえ		—	1	—	4	—	—
起立保持装置		—	—	—	—	—	—
計		14	10	14	12	5	9

（出所：健康福祉課資料）

表2-3-13 日常生活用具の交付状況

単位：件

品目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ネブライザー	—	2	—
点字図書	—	—	—
聴覚障がい者通信装置	1	—	1
聴覚障がい者情報受信装置	—	—	—
電気式たん吸引器	—	—	—
特殊寝台	—	—	—
聴覚障がい者用屋内信号装置	2	1	—
居宅生活動作補助用具	—	—	—
ストマ用装置	66	65	65
頭部保護帽	1	—	—
住宅改修	1	2	—
入浴補助用具	1	1	—
盲人用体重計	—	1	—
盲人用体温計	1	2	—
歩行補助杖	—	—	—
収尿器	—	—	—
人工喉頭	—	—	—
点字器	—	—	1
パルスオキシメーター	1	—	—
盲人用時計	1	—	—
情報・通信支援用具	1	—	—
移動用リフト	1	—	—
入浴担架	—	—	—
移動支援用具	—	—	—
拡大読書器	—	—	—
体位変換器	—	—	—
特殊マット	—	—	—
計	77	74	67

(出所：健康福祉課資料)

9 公共施設のバリアフリー

町内主要公共施設のうち、ファミリーセンター、福祉センター、潮南出張所、知的障がい者通所施設「わたげの家」については、「障がい者用駐車場」「入口付近

段差解消」「エレベーター設置（平屋建てを含む）」「障がい者用トイレ」の4項目が完了し、バリアフリーが進んでいます。

バリアフリーが進んでいない箇所については検討し、整備に努めてまいります。

表2-3-14 公共施設のバリアフリー状況（平成26年3月31日現在）

施設名	障がい者用 駐車場	入り口付近 段差解消	エレベータ ー設置	障がい者 用トイレ
八百津町役場本庁	○	○		○
八百津町防災センター	○	○		○
錦津公民館（錦津出張所）	○	○		○
農業者研修センター（和知出張所）	○	○		○
久田見生活改善センター（久田見出張所）	○	○		
福地公民館（福地出張所）	○	○		
潮南環境改善センター（潮南出張所）	○	○	平屋建て	○
ファミリーセンター（中央公民館）	○	○	○	○
八百津保育園		○		○
錦津保育園			平屋建て	
和知保育園				
久田見保育園			平屋建て	
潮南保育所			平屋建て	
八百津小学校	○	○		
錦津小学校				
和知小学校				
久田見小学校				
潮見小学校				
八百津中学校				
八百津東部中学校				
B&G海洋センター	○	○	平屋建て	
養護老人ホーム八百津蘇水園		○	○	○
八百津町福祉センター（夢広場ゆうゆう）	○	○	○	○
わたげの家	○	○	平屋建て	○
しおなみ苑	○	○		○
杉原千畝記念館	○	○		○

（出所：健康福祉課資料）

Ⅳ アンケート調査の結果

1 調査の目的

計画を改定するにあたって、基本的な資料とすることを目的とし、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用している方を対象に、生活実態やサービスの利用状況、今後の施策ニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

2 調査の実施概要

（１）調査対象者

① 障害者手帳保持者

町内在住の身体障害者手帳（１級～６級）、療育手帳（Ａ１～Ｂ２）、精神障害者保健福祉手帳（１級～３級）所持者 計６７１名

② 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者

町内在住の児童発達支援事業、放課後デイサービス事業を利用している方

（２）調査期間

平成２６年１０月１６日～平成２６年１１月７日

（調査基準日 平成２６年１０月１日）

（３）調査方法

郵送による配布・回収にて実施しました。

（４）調査票の回収結果

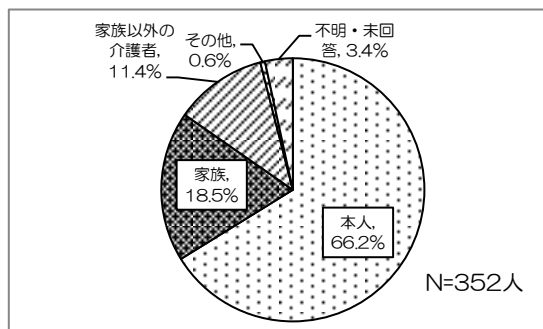
下記参照

	発送数 (A)	回答数 (B)	回答率 (B/A)	有効回答数 (C)	有効回答率 (C/A)	無効回答数
障害者手帳保持者	671	353	52.6%	352	52.5%	1
児童発達支援・放課後等デイサービス利用者	67	18	26.9%	18	26.9%	—

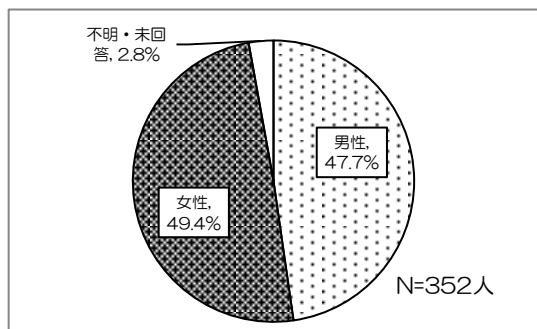
3 調査対象の属性

(1) 障害者手帳所持者

アンケート回答者(※)の構成

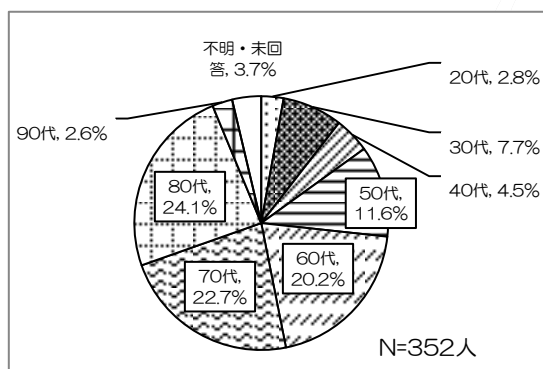


アンケート対象者(※)の構成【性別】

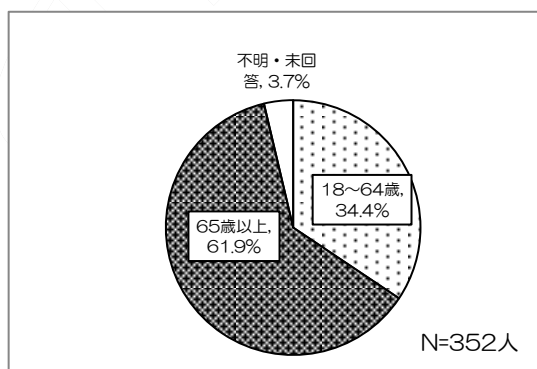


※アンケート対象者とは、調査対象となった障害者手帳保持者を示しており、アンケート回答者とは、障害者手帳所持者本人だけでなく、手帳所持者の家族、介護者等のアンケート調査票に回答した方を示しています（以下同じ）。

アンケート対象者の構成【年代別】



アンケート対象者の構成【年齢3区分別】

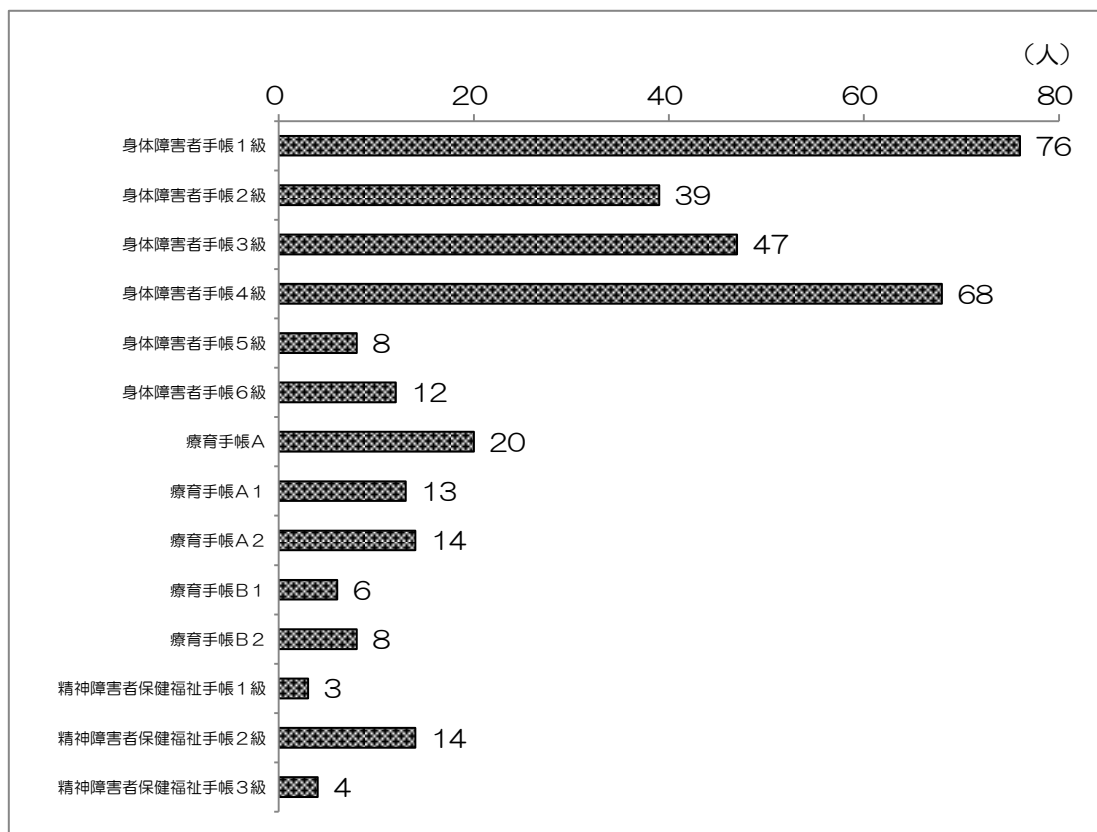


アンケート対象者の構成【障がい別・年代別】（複数回答）

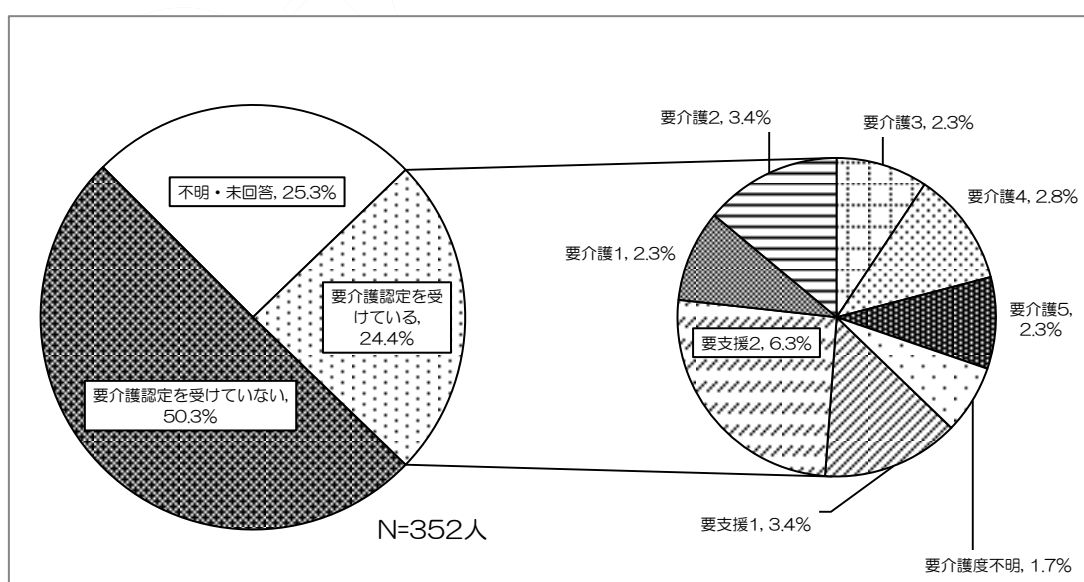
単位：人

手帳の種類 \ 年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	不明・未回答	合計
身体障害者手帳	3	8	5	26	48	72	78	8	2	250
療育手帳	5	20	7	9	14	6	—	—	—	61
精神障害者保健福祉手帳	1	2	5	4	8	—	1	—	—	21
不明・未回答	1	2	—	3	3	2	6	1	11	29
合計	10	32	17	42	73	80	85	9	13	361

障害者手帳の種類（複数回答）

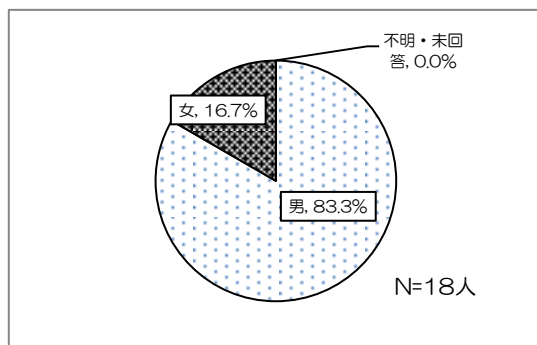


アンケート対象者の要介護認定の状況

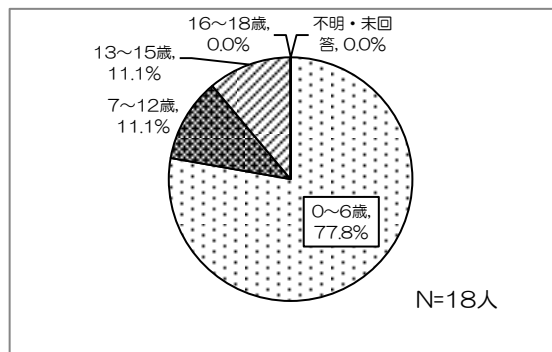


(2) 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の利用者

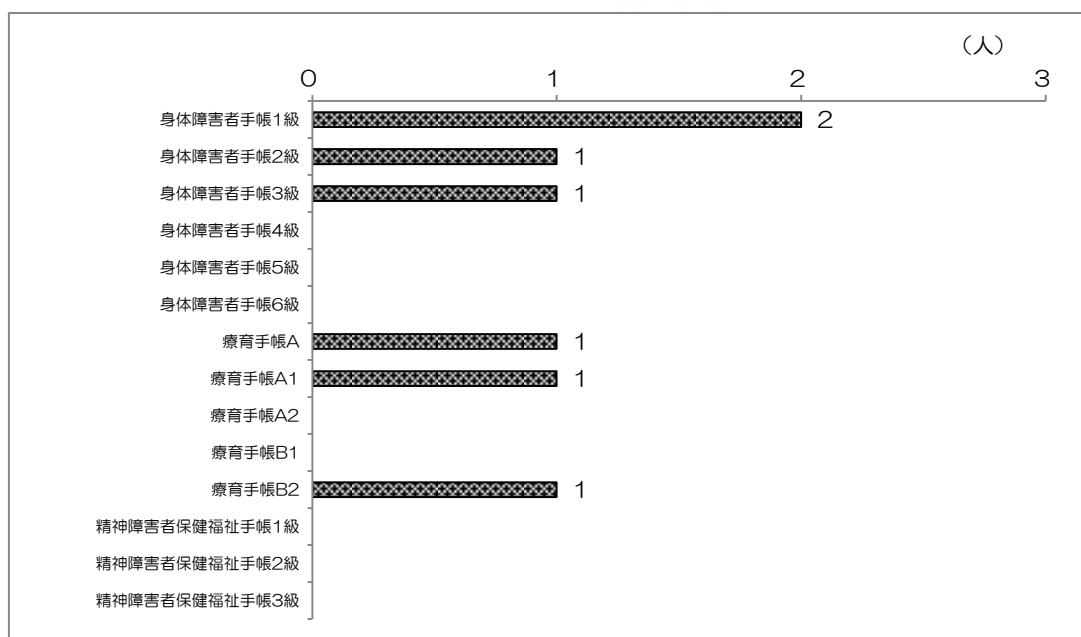
アンケート対象者の構成【性別】



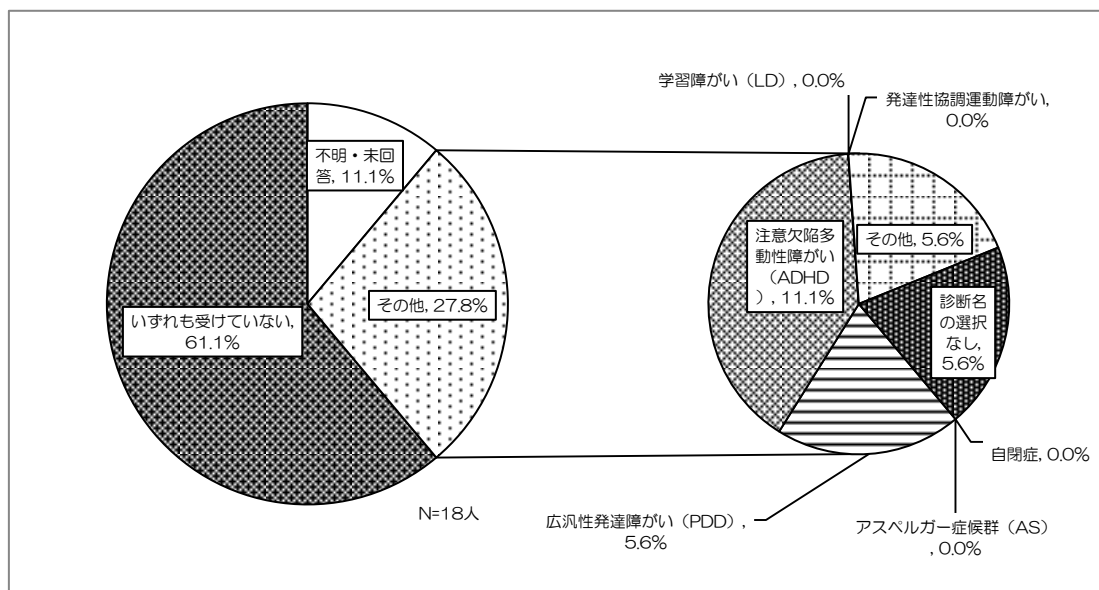
アンケート対象者の構成【年齢】



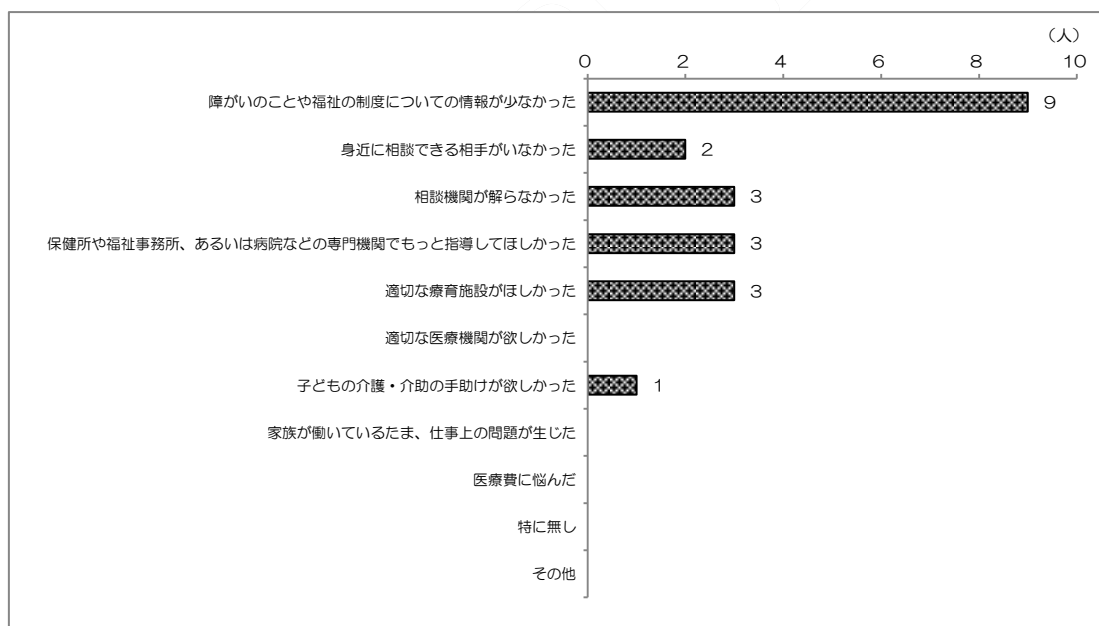
障害者手帳の種類（複数回答）



難病、発達障がいの診断



お子さんが障がいの診断・判定を受けた頃のご家族の苦労・悩み・不安（複数回答）

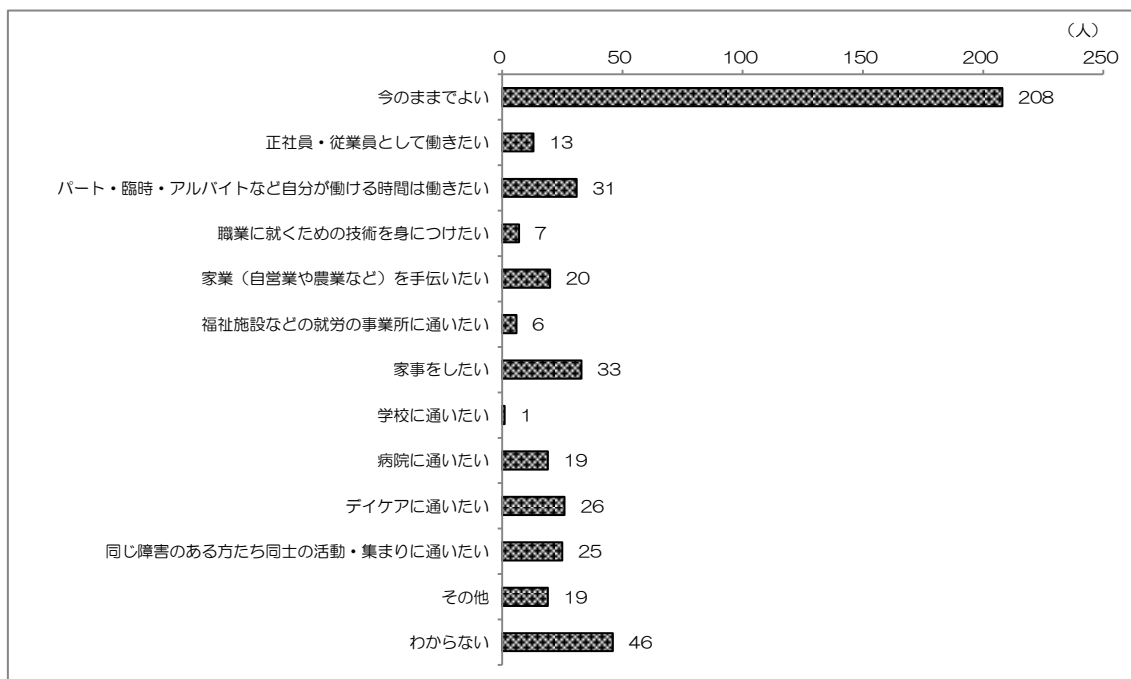


4 主な調査結果

(1) 障害者手帳所持者

【障がいがある方が、日中どのようなことをしていきたいか】

今後、日中はどのようなことをしていきたいですか（複数回答）。



今後、日中はどのようなことをしていきたいか質問したところ、「今のままでよい」と答えた人が208人と最も多くなっています。何かしたいと考えている人の中では、「家事をしたい」（33人）が最も多く、次いで「パート・臨時・アルバイトなどの自分が働ける時間に働きたい」（31人）となっています。

【福祉サービスについて】

あなたが現在利用しているサービスに○をつけてください。

そのサービスの満足度（満足・普通・不満）に1つだけ○をつけてください。

また、利用はしていないが、今後新たに利用したいサービスに○をつけてください。

N=352 人	現在利用している				今後新たに 利用したい
		満足	普通	不満	
居宅介護（自宅での食事や排せつの支援、通院介助など）	4.0%	1.1%	4.5%	0.6%	8.2%
重度訪問介護（長時間滞在型のホームヘルパーの派遣）	0.9%	0.6%	1.1%	0.3%	7.4%
行動援護（行動時の危険回避や外出時の移動補助）	3.1%	2.3%	2.0%	0.6%	9.7%
重度障害者等包括支援（居宅介護の複数サービスの包括的な提供）	0.9%	0.6%	1.4%	0.6%	6.3%
生活介護（日中活動の機会を提供する通所サービス）	4.0%	2.6%	4.0%	—	6.5%
自立訓練：機能訓練（一定期間の身体機能訓練）	2.6%	1.1%	3.7%	0.3%	6.5%
自立訓練：生活訓練（一定期間の生活能力向上訓練）	1.4%	0.3%	3.1%	—	4.5%
就労移行支援（一般企業への就労のための訓練）	1.1%	0.3%	1.7%	0.6%	2.3%
就労継続支援：A型（就労が困難な方への働く場の提供）	1.4%	0.6%	1.7%	0.6%	3.1%
就労継続支援：B型（就労が困難な方への能力向上訓練）	1.1%	0.3%	1.4%	0.9%	2.0%
療養介護（医療機関における日常生活援助）	1.4%	1.1%	1.4%	—	5.1%
児童発達支援・放課後等デイサービス（障がい児等に対する日常生活への適応訓練等）	0.6%	0.6%	0.9%	0.3%	2.3%
短期入所：ショートステイ（宿泊を伴う施設の一時利用）	3.7%	0.9%	2.8%	0.6%	12.5%
共同生活援助：グループホーム（地域で共同生活を営む障がい者への日常生活の支援）	2.8%	2.0%	2.3%	0.3%	5.1%
施設入所支援（施設入所者に対する夜間の介護サービスの提供）	11.1%	5.7%	6.5%	—	6.8%
療養介護施設（常時介護が必要な身体障がい者が入所して必要な治療または養護を受ける施設）	1.4%	1.7%	1.7%	0.6%	8.0%

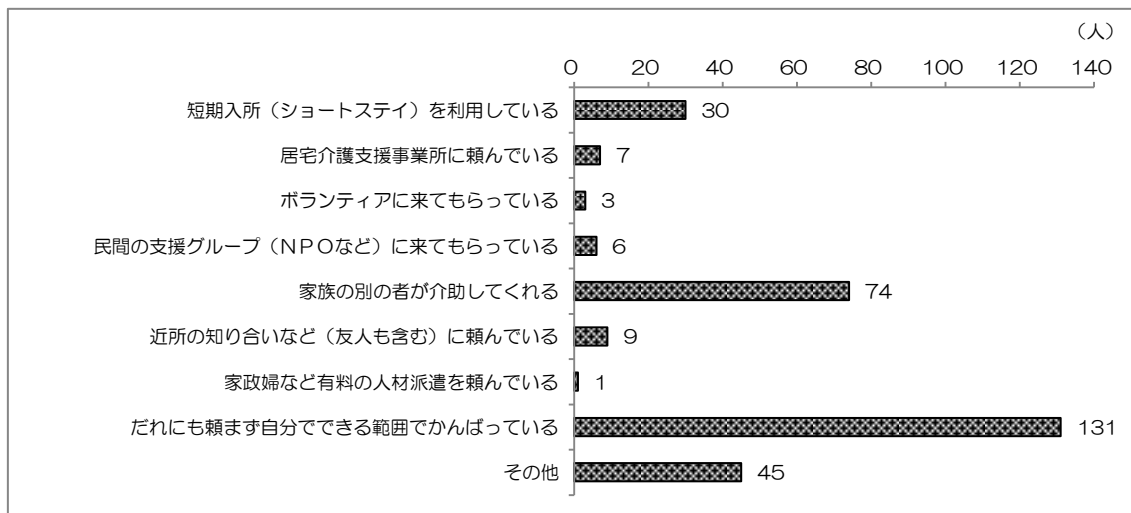
N=352 人	現在利用している				今後新たに 利用したい
		満足	普通	不満	
補装具の購入・修理に係る費用の給付（補装具の購入又は修理に係る費用の9割（原則）支給）	6.8%	3.1%	3.4%	0.9%	7.4%
移動支援（通院時を除く外出時の支援）	2.3%	1.7%	1.1%	0.3%	5.7%
地域活動支援センター（創作的活動、生産活動、相談）	1.4%	0.6%	2.0%	0.6%	4.5%
日中一時支援事業（宿泊を伴わない一時的な施設利用）	4.5%	1.4%	3.7%	0.3%	5.4%
相談支援事業（サービス利用計画の作成と利用の調整）	3.1%	0.6%	3.4%	0.3%	3.4%
コミュニケーション支援（手話通訳者などを派遣）	0.3%	0.6%	0.9%	0.6%	2.0%
日常生活用具給付等事業（ストマ装具、紙おむつ等、特殊寝台、在宅療養等支援用具など）	5.1%	1.7%	2.8%	0.6%	4.3%
訪問入浴（訪問入浴車の派遣による入浴支援）	1.4%	1.7%	0.9%	0.6%	4.3%
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）	2.6%	2.3%	1.4%	0.6%	2.3%

※「現在利用している」と回答した方の割合と満足度の割合の合計が一致しないのは、「現在利用している」に○をつけなかったが、満足度について回答した方が含まれています。このためアンケートの集計では、回答結果を重視してそのまま集計しています。

本町では、利用者が10%を超える福祉サービスは「施設入所支援」のみであり、今後利用したいサービスも「短期入所」の12.5%が最も多く、それ以外は10%未満にとどまっています。利用者が10%未満の福祉サービスが多くなっている要因のひとつに自立している、または家族の支援が大きいと考えられます。

【介助者の状況について】

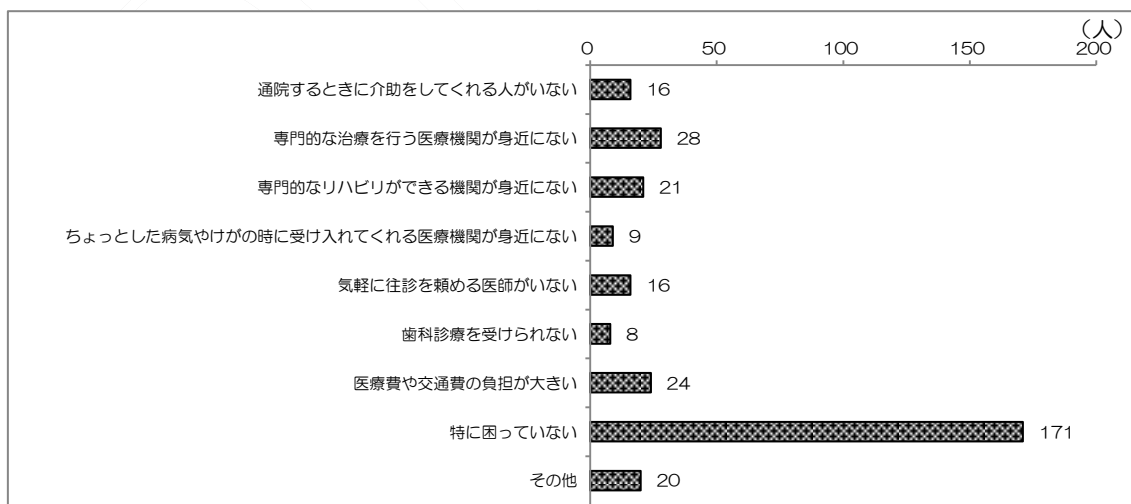
介助者の方が、病気や旅行などで一時的に介助（介護）できない場合、どのようにされていますか（複数回答）。



介助している人が一時的に介助できない場合の対処法については、「だれにも頼まず自分でできる範囲でがんばっている」と答えた方が131人と最も多くなっています。次に「家族の別の者が介助してくれる」と答えた方が74人となっています。前回の障がい者福祉計画の策定時に実施したアンケートと同様の結果となっています。

【医療・保健について】

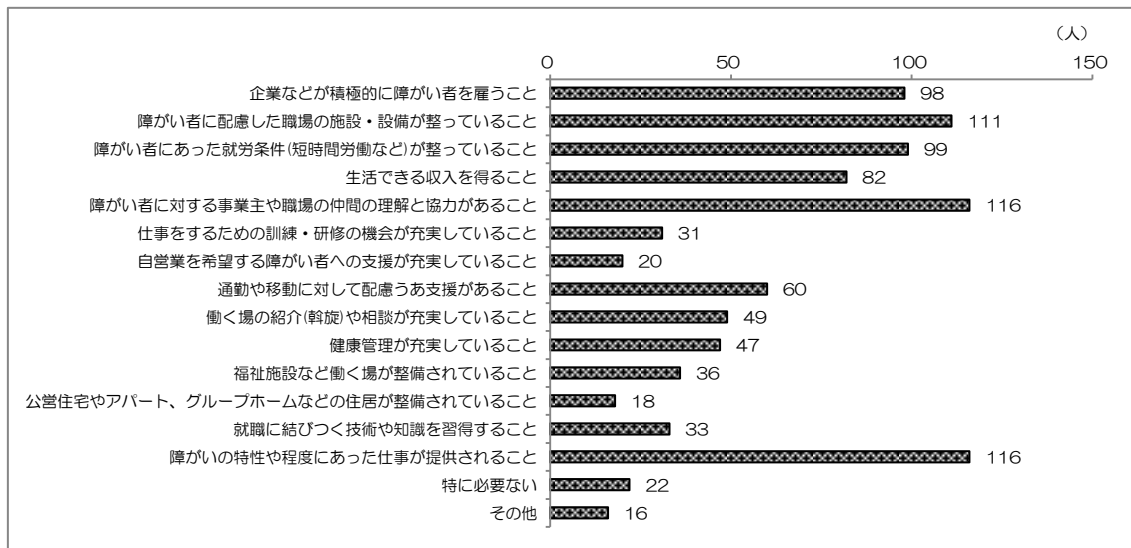
通院などでお困りのことがありますか（複数回答）。



医療・保健に関して困っていることとして、「特に困っていない」と答えた方が171人と最も多く、次いで「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が28人、「医療費や交通費の負担が大きい」が24人となっています。

【就労について】

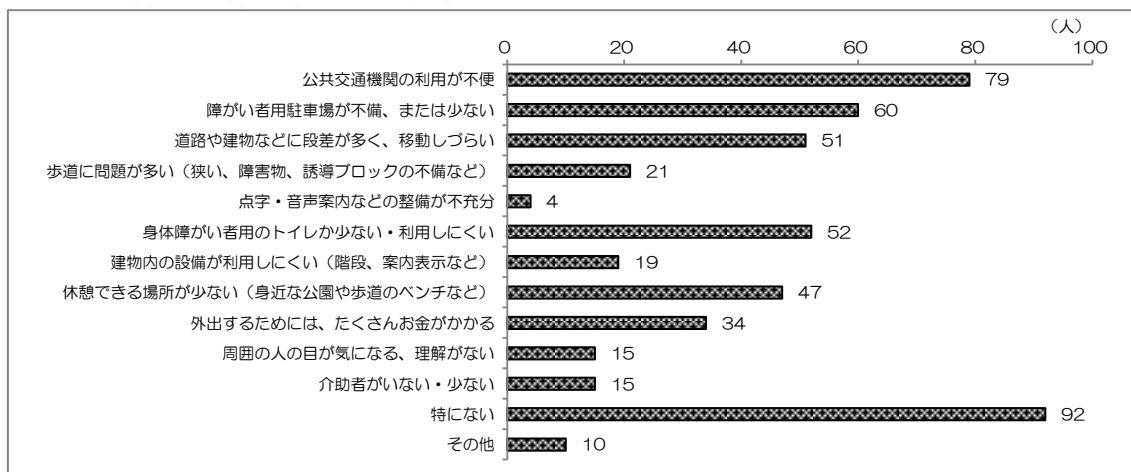
障がいのある方が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）。



障がいがある方が働くために必要なことは、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」と「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」が116人と最も多くなっており、次いで「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が111人となっています。

【外出について】

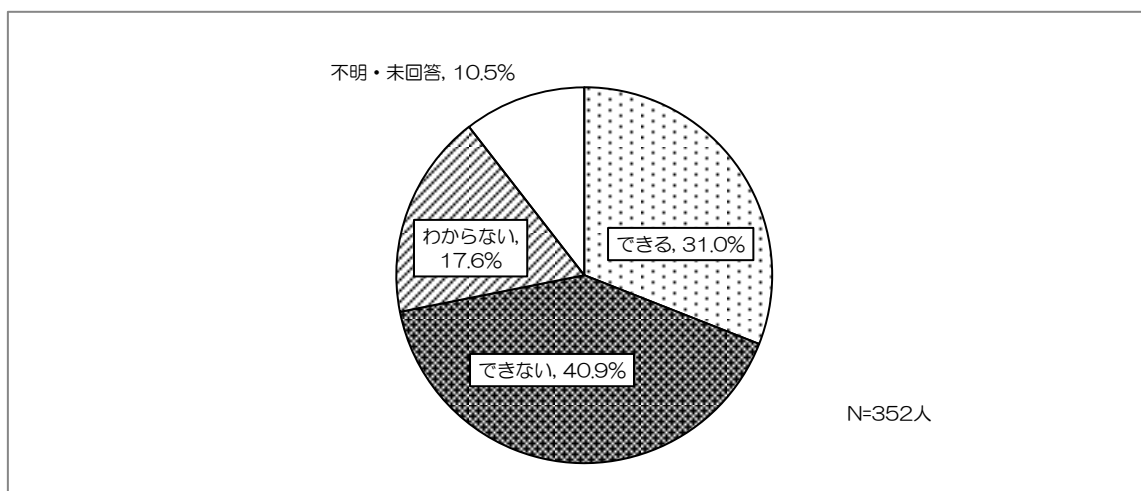
外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか（複数回答）。



外出のときに、不便に感じたり困ることは「特にない」と回答した方が最も多く92人となっています。不便に感じている方の中では、「公共交通機関の利用が不便」と回答した方が79人と最も多く、次いで「障がい者用駐車場が不備、または少ない」が60人となっています。

【災害発生時の避難について】

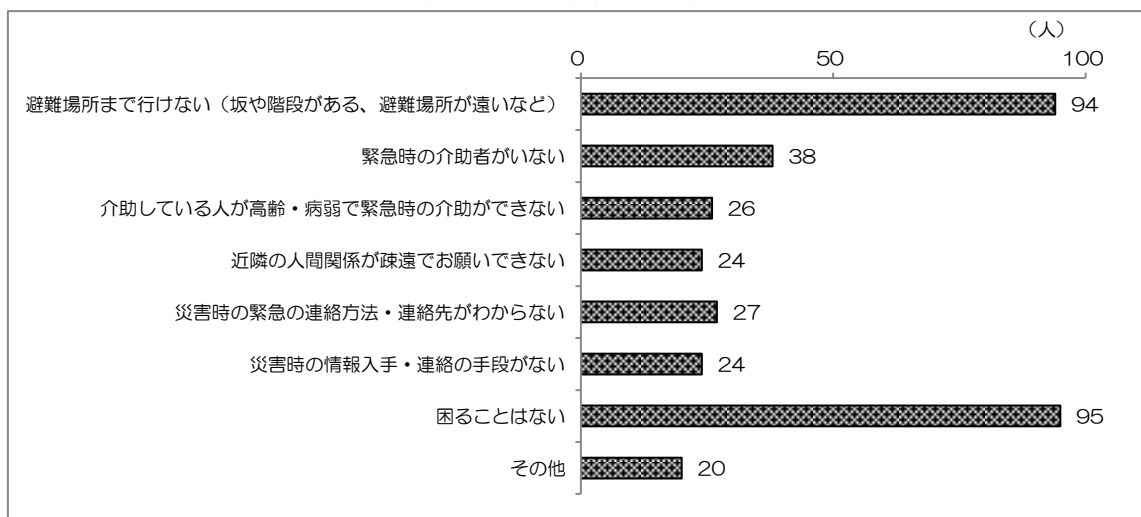
地震など災害発生時に一人で避難することができますか。



災害発生時に一人で避難することが「できる」方は31.0%、「できない」方は40.9%、「わからない」方が17.6%です。前回の調査と比べて避難「できる」方が8.0ポイント減り、「できない」方が6.6ポイント増加しています。

【避難について困ること】

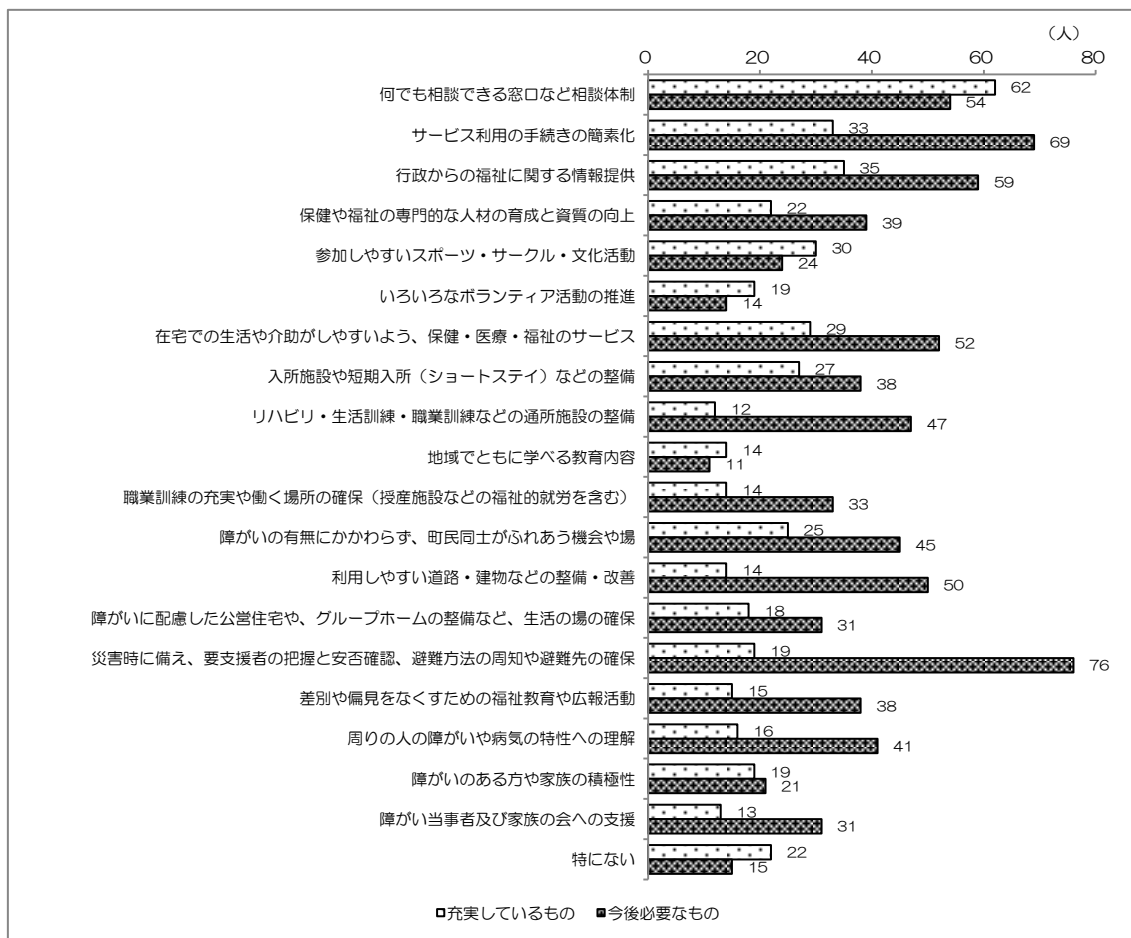
避難するのに困ることは何ですか（複数回答）



避難するのに「困ることはない」と答えた方が95人と最も多くなっていますが、困ることがあるとした方の中では「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」と答えた方が94人と最も多くなっています。

【障がいのある人にとって住みよいまちをつくるための施策】

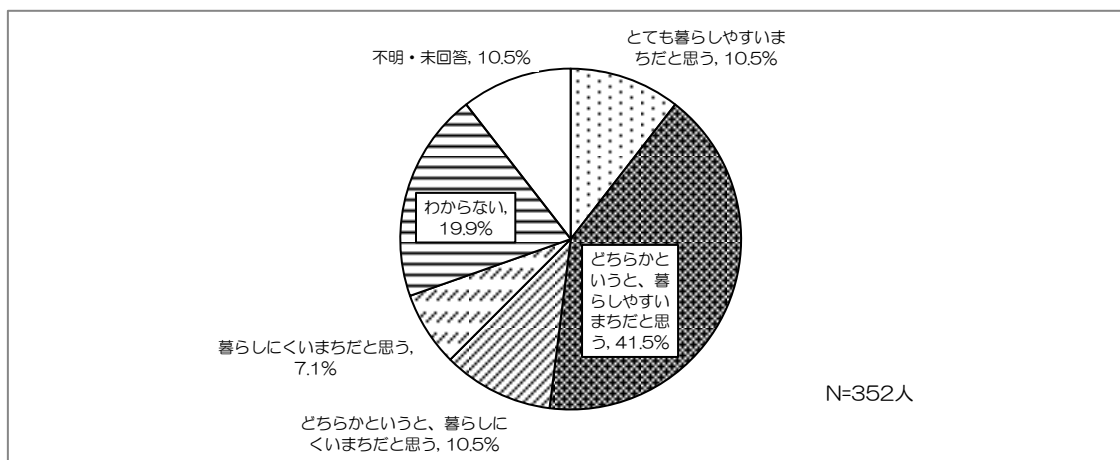
八百津町が障がいのある方にとって特に充実させていると思うものはなんですか。また、障がいのある方にとって住みよいまちをつくるためにどのようなことが必要だと考えますか（複数回答）。



「充実しているもの」が「今後必要なもの」を上回った項目は、「何でも相談できる窓口など相談体制」「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動」「いろいろなボランティア活動の推進」「地域でともに学べる教育内容」「特にない」のみであり、残りの項目は、「今後必要なもの」が上回っています。特に、「災害時に備え、要支援者の把握と安否確認、避難方法の周知や避難先の確保」は充実していると感じている方が19人であるのに対し、今後必要と考えている方が76人と大きく乖離しています。

【八百津町の暮らしやすさの評価】

障がいのある方にとって、八百津町は暮らしやすいまちだと思いますか。

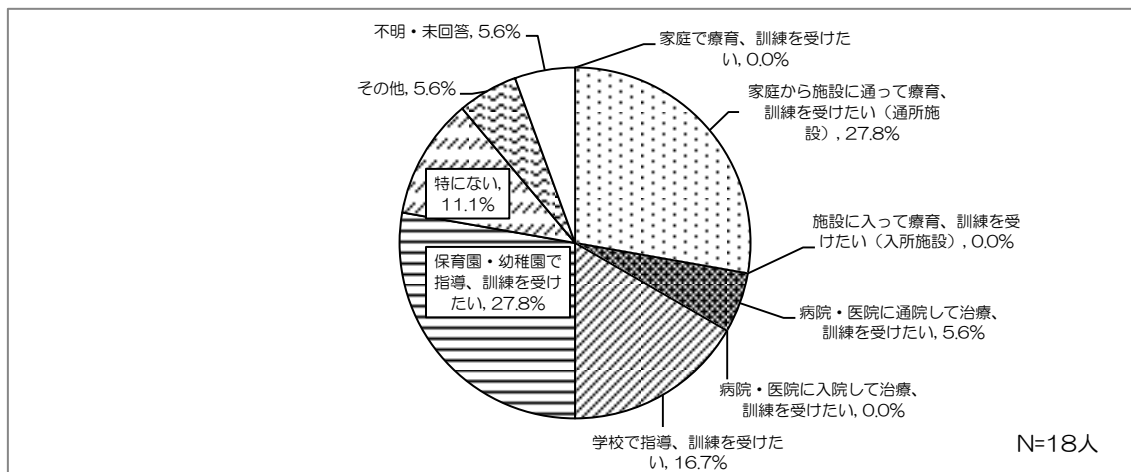


障がい者にとって八百津町は暮らしやすいかについては、「どちらかというと、暮らしやすいまちだと思う」が41.5%と最も多く、これに「とても暮らしやすいまちだと思う」を合わせると半数以上（52.0%）の人が暮らしやすいと感じています。一方、暮らしやすいと感じていない人（「暮らしにくいまちだと思う」と「どちらかというと、暮らしにくいまちだと思う」の合計）は17.6%にとどまっています。

（２）児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の利用者

【今後の療育・訓練の希望】

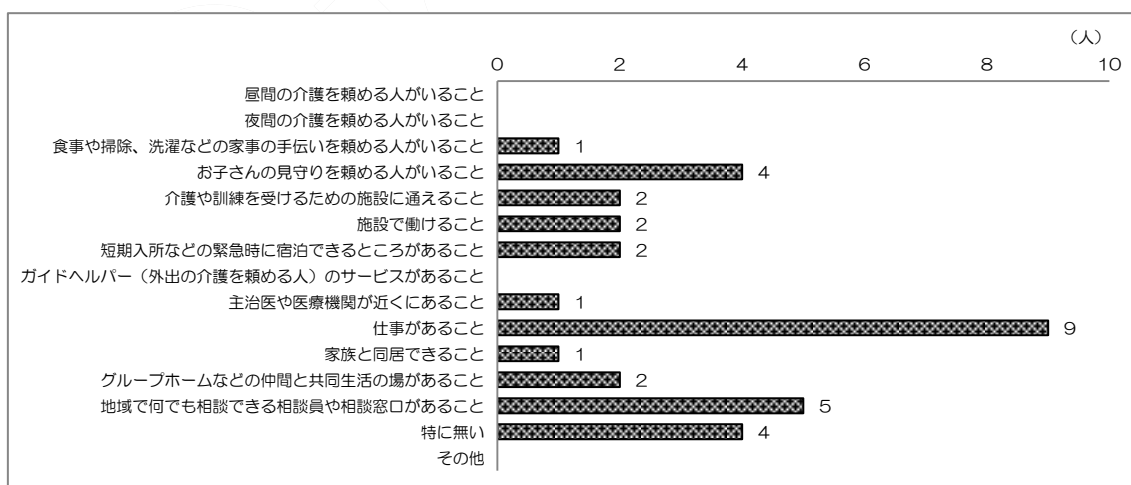
お子さんの今後の療育・訓練についてどのような希望をお持ちですか。



お子さんの今後の療育、訓練の希望については、「家庭から施設に通って療育、訓練を受けたい（通所施設）」と「保育園・幼稚園で指導、訓練を受けたい」が27.8%と最も多く、次いで「学校で指導、訓練を受けたい」が16.7%となっています。

【自宅や地域で生活する条件】

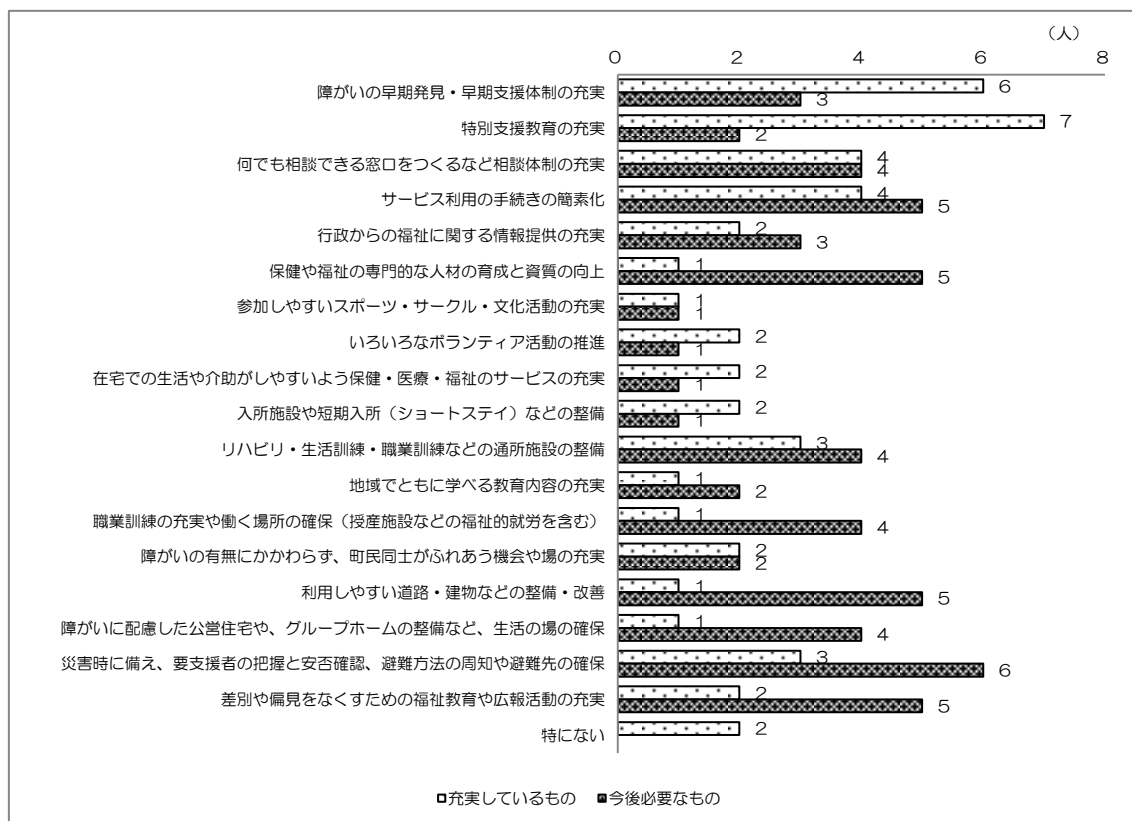
お子さんが、自宅や地域で生活するためには、どのような条件が必要だと思いますか（複数回答）。



お子さんが自宅や地域で生活するために必要な条件については、「仕事があること」が9人と最も多く、次いで「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」が5人、「お子さんの見守りを頼める人がいること」が4人となっています。

【障がいのある子どもにとって住みよいまちをつくるための施策】

八百津町が障がいのある方にとって特に充実させていると思うものはなんですか。また、障がいのある方にとって住みよいまちをつくるためにどのようなことが必要だと考えますか（複数回答）。



「特にない」を除く全18項目のうち、5項目で「充実しているもの」が「今後必要なもの」を上回り、3項目で同数となっています。「特別支援教育の充実」は全ての項目で最も「充実しているもの」と回答した方が多く7人となっています。一方、「今後必要なもの」としては、「災害時に備え、要支援者の把握と安否確認、避難方法の周知や避難先の確保」が6人と最も多くなっています。

第3章 基本構想

I 基本目標

前回までの「八百津町障がい者基本計画」の基本理念を踏襲するとともに、「第4次八百津町総合計画」をはじめ、国で定めた「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「障害者基本計画」や県で定めた「岐阜県障害福祉計画」などの理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下の通り定めました。

基本目標

やさしさと共生する安心なまち やおつ

「八百津町障がい者福祉計画」は、「第4次八百津町総合計画」を上位計画として策定する障がい者施策に関する基本計画です。

この総合計画では、「やさしさとみどりあふれる 活気あるまち やおつ」を基本理念としています。これは、地域の連帯感を背景とした「やさしさ」を実感できる、豊かな「みどり」との共生を図り、様々な物理的・社会的障壁が解消され、すべての人が暮らしやすい生活・社会環境の形成を目指す必要があります。これからもずっと住み続けたい・住みたくなる「やおつ」の実現への思いを込めたものです。

そのため、策定する「八百津町障がい者福祉計画」においても、障がいの有無を問わず、町民の方みなさんと行政が地域の課題にともに取り組み、解決していくことを考え、引き続き施策の推進に努めることから、「やさしさと共生する安心なまち」を基本目標とします。

II 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、特に重要となる視点を以下のようにあげました。

1 制度改革への対応

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、同法に基づき平成25年9月には平成25年度から平成29年度までの概ね5年を対象とした「障害者基本計画（第3次）」が策定されています。また、障害者自立支援法は廃止さ

れ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が平成25年4月1日に施行されました。さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」（平成24年10月1日施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」（平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行）、改正障害者基本法（平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行）等が制定されています。

こうした制度改革を踏まえて、障がい者が安心して生活できるように、最大限配慮していきます。

2 障がい種別やライフステージに応じた施策展開

国の第三次障害者基本計画では、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的強調が見直されています。また、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえた施策分野の新設のほか、既存施策の充実・見直しもなされています。

なお、特に重要と思われる施策分野の新設に関する具体的な内容は、以下のとおりです。

① 安全・安心

防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等

② 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等

③ 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮

3 「自助・共助・公助」の機能強化

「自助・共助・公助」とは、当事者である障がい者、町民や事業者、ボランティアやNPOなどの地域の方々、また、町・県・国などがそれぞれの立場で基本目標の実現に向かって努力し、また、対等の立場で互いに協力し合うということです。こうした地域のすべての人・団体・機関の機能を高めていくよう努めます。

Ⅲ 計画体系

基本目標の実現に向けて、以下の通り障がい者施策を体系化しました。

- 1 自立支援・地域生活支援の基盤整備
- 2 雇用・就業の促進
- 3 保健・医療の充実
- 4 保育・教育・療育の充実
- 5 生活環境の整備
- 6 安全・安心なまちづくりの推進
- 7 相談支援体制の整備と権利擁護の推進
- 8 地域ぐるみでの障がい者支援の推進
- 9 障がい者施策推進体制の整備

1 自立支援・地域生活支援の基盤整備

障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を安心して送ることができるよう、障害者総合支援法で定められた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の基盤整備を行うとともに、これらのサービス利用の促進を図ります。また、これら障がい福祉サービスや地域生活支援事業が適切に利用できるよう整備を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。

【主要施策】

- ① 障がい福祉サービスの供給量の確保と利用の促進
- ② 地域生活支援の推進
- ③ 適切なサービス利用と質の高いサービス提供に向けた支援の推進

2 雇用・就業の促進

障がい者がその能力に応じた適切な就業ができるよう、雇用の場の確保に努めるとともに、ジョブコーチ派遣などの就業支援を推進します。その一方で、一般企業等での就業が難しい人のため、障害福祉サービスである就労移行支援、就労継続支援等を活用し、就業の場の確保に努めます。

【主要施策】

- ① 一般企業等での就業の促進
- ② 就労継続支援や地域活動支援センターの確保と利用の促進

3 保健・医療の充実

障がいを早期に発見し、早期療育に結びつけられるよう、保健、医療、福祉等連

携し健康診査を推進するとともに、訪問指導、健康相談の推進に努めます。また、近年では生活習慣病が原因で障がいをもつ方が増えていることから、生活習慣病予防のための健康づくりも推進していきます。一方、医療については障がい者が住み慣れた地域の中で、安心して受診できるような医療体制の確保に努めます。

【主要施策】

- ① 保健サービスの充実と健康づくりの推進
- ② 安心して受診できる医療のための環境整備

4 保育・教育・療育の充実

障がい者が障がいの種類や程度に関係なく、その能力に応じた適切な教育を受けられるよう、就学前教育、学校教育の充実を図るとともに、生涯学習・スポーツ・レクリエーション・文化活動を推進します。また、早期療育の観点から障がい児の療育についても充実を図ります。

【主要施策】

- ① 障がい児保育の充実
- ② 障がい児教育の充実
- ③ 早期療育の充実
- ④ 生涯学習・スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

5 生活環境の整備

障がい者が暮らしやすい地域づくりに向けて、公共施設や公園、道路、公共交通機関、民間施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進します。

【主要施策】

- ① ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

6 安全・安心なまちづくりの推進

障がい者が災害や犯罪等に対して不安を抱くことなく、地域で安心して生活できるよう、民生・児童委員、地域住民、関係機関と連携し、災害時における支援体制を構築し推進します。また広報や啓発活動などで防災、防犯意識や知識の普及を図ります。

【主要施策】

- ① 防災・防犯対策の充実

7 相談支援体制の整備と権利擁護の推進

平成28年4月1日から施行される障害者差別解消法の円滑な導入に向けて、同法に規定される内容の周知や、差別偏見の解消、虐待防止を図るため相談・情報提供体制の充実を図ります。また、成年後見人制度などの権利擁護についての体制整備を行います。

【主要施策】

- ① 差別の解消、虐待防止と権利擁護の体制の整備及び推進

8 地域ぐるみでの障がい者支援の推進

障がい者が地域で生活するためには、地域の人たちの理解と協力が不可欠であり、「障がい者や高齢者にとってやさしいまちは、すべての町民にとってもやさしいまち」であるという福祉の心づくりを行い、町民の障がいや障がい者理解を促進するとともに、住民による支え合い活動の基盤づくりを進めていきます。また、ボランティア活動・NPO活動を推進しつつ、障がい者やその家族などによる当事者活動の支援も行っていきます。

【主要施策】

- ① 障がいや障がい者理解の促進
- ② 地域での助けあい活動及びボランティア・NPO活動の推進

9 障がい者施策推進体制の整備

障がい者施策の推進にあたって、相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の権利擁護、障がい者施策にかかわるスタッフの確保や質の向上、庁内各課、関係機関・近隣市町村・県などと連携し、総合的な支援体制の強化を図ります。

【主要施策】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 障がい者施策にかかわるスタッフの確保と資質向上
- ③ 県、近隣市町村、庁内各課、関係機関との連携強化

第4章 基本計画

I 自立支援・地域生活支援の基盤整備

1 障がい福祉サービスの供給量の確保と利用の促進

県及び中濃圏域内の市町村、民間事業者と連携して、居住系サービス及び訪問系・通所系・短期入所サービスの供給量の確保に努め、サービスを必要とする障がい者の利用促進に努めます。

(1) 計画相談支援、障害児相談支援の実施

平成24年4月の改正障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）施行に伴う支給決定プロセスの見直しにより、サービス等利用計画の作成の対象者が大幅に拡大され、ケアマネジメントによるきめ細かい支援が行われることとなりました。平成27年3月までに対象者全員に利用計画を作成し、後にモニタリングを行い検証し、さらにきめ細かな支援を実施していきます。

(2) 居住系サービスの供給量の確保と適切なサービス利用の促進

施設入所支援については、国や県の方針により新たな施設をつくることが難しい状況であるため、障がい者施設、県、近隣市町村などと利用の調整を図り、支給量の確保に努めます。

共同生活援助については、平成25年度にグループホーム「みなと」が建設され利用されているが、施設や利用者家族からはグループホームの利用要望もあり不足しているのが現状です。今後は、中濃圏域内の既存のグループホーム利用の調整を図るほか、平成28年度を目途にグループホームの建設を目指し、整備に向けた支援、サービスの確保に努めます。

(3) 訪問系・通所系・短期入所サービスの確保とサービス利用の促進

訪問系・通所系・短期入所サービスについては、サービスの確保とサービスの情報提供に努めて、利用の促進を図ります。

重度訪問介護及び行動援護、重度障がい者包括支援については利用実績がありませんが、利用体制の確保に努めます。

(4) 地域移行支援・地域定着支援の推進

平成24年度から障がい者が施設等から地域に移行する“地域移行”の支援の充実が図られています。そのため、本町においても施設から地域への移行を支援する「地域移行支援」や、地域での生活を支援する「地域定着支援」を推

進するとともに、啓発などに努めます。

■数値目標

単位：か所、人

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
グループホームの増設	目標	—	1	—	—	1	—
	実績	—	1	—			
地域移行人数	目標	—	—	6	2	2	2
	実績	—	3	0			

(出所：健康福祉課資料)

2 地域生活支援の推進

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、コミュニケーション支援や移動支援、日中一時支援、日常生活用具の給付などの生活支援を行っています。

(1) コミュニケーション支援事業の推進

岐阜県聴覚障害者協会に委託して、聴覚や音声・言語機能などの障がいのある方が、町や障がい者団体の主催する事業、公的機関や医療機関を利用する際に、手話通訳・要約筆記の派遣を行います。社会福祉協議会と連携して、県が実施する養成研修への参加促進に努めます。

■数値目標

単位：人

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話通訳者数	目標	—	—	2	2	2	2
	実績	—	—	0			
要約筆記者数	目標	—	—	2	2	2	2
	実績	—	—	0			

(出所：健康福祉課資料)

(2) 補装具費の支給と日常生活用具給付の推進

補装具費支給と日常生活用具の給付を障害者総合支援法に基づき実施し、その利用を促進し情報提供に努めます。また、ニュー福祉機器購入費助成事業を継続して行い、その利用を図ります。

(3) 移動支援等の推進

障がい者の自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がい者が外出する際に付き添いや移動などの支援の実施に努め、利用者ニーズに即した支援が可能となるよう検討していきます。

また、NPOやおつで行っている福祉有償運送などの情報提供を行います。さらに社会福祉協議会、民生児童委員協議会と連携して、移動支援事業、及び障がい者児に対する各種サービスの周知と利用促進を図ります。

(4) 日中一時支援事業の推進

障がい者施設など、障がい者の日中活動の場を提供し、家族介助者の一時的な休息を促進する日中一時支援事業の実施に努めます。

現在9カ所の事業所と日中一時支援事業の委託契約を行っていますが、障がい者児ともに十分でないため、受け入れ体制の充実に努めます。

(5) 社会参加促進事業の推進

障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業を継続実施します。

3 適切なサービス利用と質の高いサービス提供に向けた支援の推進

障がい福祉サービスが適切に利用され、また、質の高いサービスが提供されるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会の設置、運営に努めます。

(1) 相談支援の体制づくりと利用の促進

障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供やサービスのマネジメントを行うなどの相談支援事業を中濃圏域内の社会福祉法人等に委託して実施しており、今後もさらなる充実に努めます。

(2) 障がい者地域自立支援協議会による調整・協議

「加茂郡7町村障がい者地域自立支援協議会」は、年間6回開催しており、調整・協議の場として十分活用されています。法改正の動向を踏まえながら、今後も困難事例の協議・調整、専門職の養成や確保に向けた協議、サービス供給体制の確保に向けた協議、当事者・行政・事業者間の連携、交流、情報提供などの場として定期的を開催します。

Ⅱ 雇用・就業の促進

1 一般企業等での就業の促進

一般企業等での就職を希望し、かつ、その能力をもった障がい者が一般企業に就職できるよう、ひまわりの丘障害者就業生活支援センターや公共職業安定所などの労働関係機関と連携して支援に努めます。また、就職後も職場適応に向けた支援を継続的に行っていきます。

(1) 雇用の場の確保と就職支援の推進

就労情報や町内企業への雇用促進について、ひまわりの丘障害者就業生活支援センターと連携して実施しています。今後もひまわりの丘障害者就業生活支援センターを中心に、関係部局と連携して就労支援を行います。

町においても障がい者を雇用していますが、将来的展望を視野に計画的な雇用を行います。また町内企業への就労支援の重要性など理解の促進を図り、障がい者ニーズに即した環境整備の普及に努めます。

■数値目標

単位：人

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
町職員の採用	目標	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	—			

(出所：健康福祉課資料)

(2) 一般企業で働くための支援事業の確保とその利用の推進

就労移行支援事業者及び就労継続支援A型事業所は可茂管内においても増加傾向にあり、障がい者が通所先を選択して就労できる環境整備がされてきましたが十分でないため、今後においても事業所を確保するため新たな事業所の誘致の研究や可茂管内市町村との連携し、事業所の確保に努めます。

■数値目標

単位：か所

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
就労継続支援	目標	2	2	3	3	3	3
A型事業所	実績	1	2	2			

(出所：健康福祉課資料)

(3) 障がい者の就業定着に向けた支援の推進

障がい者は一般企業に就職する際の本人の障害特性や職場環境について不安を持っています。また、雇用事業主においては、障がい者雇用に対する支援の方法や手続きが分からないことが多く、雇用に不安を持っています。こうした状況を踏まえて、企業側と支援関係機関、障がい者本人、家族が情報共有し、支援方法、対応について、協議検討できる体制の充実に努めます。

(4) 障がいによる雇用分野における差別の禁止

平成28年4月に改正障害者雇用促進法が施行されるのに伴い、障がいにより職場で働くにあたっての支障を改善できるよう、啓発活動を行なっていきます。

2 就労継続支援や地域活動支援センターの確保と利用の促進

一般企業で働くことが困難な方などの就労の場として、就労継続支援などの場の確保に努め、その利用を促進します。

(1) 就労継続支援の場の確保と利用の促進

県や中濃圏域の市町村、障がい者施設等の事業所などと調整を図り、就労継続支援事業所の確保に努め、障がい者の能力に応じた適切な利用を促進します。また、個人負担分を助成する就労支援事業継続実施に努めます。

(2) 地域活動支援センター事業の推進

障がい者の生活の様々な相談、創作的活動の機会の提供、社会交流の場の促進など支援をするため、中濃圏域市町村で連携し、地域活動支援センターの事業支援を実施し、日中活動の場として今後も更なる利用促進に努めます。

Ⅲ 保健・医療の充実

1 保健サービスの充実と健康づくりの推進

健康の保持・推進、疾病・障がいの早期発見・早期療育の観点から、母子保健事業の充実及び生活習慣病予防の推進を図ります。

(1) 母子保健事業の充実

母子の健康の保持・増進や子どもの健やかな発達、疾病や障がいの早期発見・早期療育を図るため、健康診査や訪問指導、健康教育や健康相談などの一

層の充実を図ります。

なお、健康診査等により発達の遅れや障がいが発見された場合には、町親子教室などの療育機関などと連携して今後の対応についての相談に応じるとともに、適切な早期療育を推進します。

(2) 生活習慣病予防の推進

検診時にメタボリックシンドロームと診断された方や予備群の方については、健康教室を開催し継続した支援を実施していきます。また健康体操や筋力アップを目的に運動教室を開催するなど各事業を通して健康づくりに取り組みます。

また、介護予防を目的に高齢者を対象とした教室や栄養教室・アルコールセミナー、食生活に関する教室を実施します。

(3) 健診など保健事業実施の際の障がい者への配慮

聴覚障がい者への手話通訳者の配置や視覚障がい者へのガイドヘルパーの設置が行き届いていないため、手話通訳者やガイドヘルパーを派遣します。また、実施施設のバリアフリー化が十分でないため、関係機関と連携し、順次バリアフリー化を目指します。

2 安心して受診できる医療のための環境整備

障がいがあっても安心して医療を受けられるよう、障がいのある人の立場に立った医療環境の整備に努めます。

(1) 安心して受診できる体制づくり

包括的、継続効果的な在宅医療の実現に向けて保健・福祉・医療の連携により、医療機関からの往診や訪問看護を行える体制の充実を推進します。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

中濃圏域の専門医療機関に受診が集中するため、医療機関等と連携しスムーズな受診や支援が行えるよう自立支援協議会を通じて体制の充実に努めます。

また、リハビリテーションや訓練機関についても可茂管内の施設は少ないため管内市町村が共同で専門機関のスタッフを確保し、早期に治療や療育が行えるような体制づくりに努めます。

(3) 医療費助成の推進

自立支援医療制度や福祉医療制度の情報提供に努め利用を促進します。

IV 保育・教育・療育の充実

1 障がい児保育の充実

障がい児が地域の保育園において、適切な環境のなかで一人ひとりの発達や障がいの状態に応じた適切な保育を受けられるよう、障がい児保育を推進します。

(1) 障がい児保育の実施

町内5か所の保育園で一人ひとりの発達や障がいの状態に応じた障がい児保育を実施できるよう、保育士の加配等支援体制に努めます。

(2) 子育て支援の充実

子育て支援センターや各保育園、親子教室、保健センター等、障がい児をもつ保護者からの子育てに関する相談に適切に応じられるよう職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。

2 障がい児教育の充実

障がいのある子どもが発達や障がいの状況に応じて適切な教育を受けられるよう、障がい児教育を推進します。

(1) 就学相談・指導の推進

障がい児が発達や障がいの状況、本人や保護者の意向を踏まえて通常学級、特別支援学級、特別支援学校など、適切な場での教育を受けられるよう、今後も引き続き就学指導委員会による就学相談・指導の充実に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

平成23年4月に美濃加茂市に可茂特別支援学校が開校し、特別支援教育の充実が整備されました。町内の小中学校においても軽度の障がい児については、今後も引き続き小・中学校の通常学級での受け入れ体制の充実に努めます。

また、障がい児がその障がいに応じ、本人の能力を最大限に生かせるよう関係機関と連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。

さらに、各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、保護者への相談支援、担任教員への障がいや障がい者福祉への理解の促進、巡回相談や専門家

チームとの連携による情報交換などを行い、支援教育の充実を図ります。

(3) 教育相談の充実

障がいや、発達、学習、進路などさまざまな相談に応じる教育相談を今後も引き続き実施します。

(4) 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの推進

現在、町の学童保育は障がい児の受け入れ体制の整備がなされていない状況です。障がい児の特性をふまえた支援の向上のため、学校、地域の障がい児関係専門機関、専門家等との相談体制を構築し、障がい児を受け入れるための研修や学習会に積極的に参加し、指導員などの資質の向上、環境整備に努めます。

3 早期療育の充実

保健センターや親子教室、保育園などと連携して、将来の自立した生活を送ることができるよう、障がいの早期発見・早期療育を推進します。

(1) 障がいの早期発見・早期療育の体制強化

各関係機関との連携調整を担う子育て支援センターに療育のコーディネーターを配置し、さまざまな事業を実施することにより、早期発見に努め関係機関との連携調整を図り、体制強化に努めます。

■数値目標

単位：人

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
市町村コーディネーターの設置	目標	1	—	—	—	—	—
	実績	1	—	—			

(出所：健康福祉課資料)

(2) 親子教室運営事業の充実

作業療法士の確保及び相談事業は既に行っていますが、理学療法士・言語聴覚士の配置がされていないため、より一層の充実を目指し、近隣市町村と連携し専門スタッフ確保に努め療育指導体制の強化に努めます。

■数値目標

単位：人

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
専門スタッフ の設置	目標	—	2	—	—	—	2
	実績	—	0	—			

(出所：健康福祉課資料)

4 生涯学習・スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がい者の社会参加を促進するとともに、生きがいをもって生活できるよう、生涯学習・スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進に努めます。

(1) 町民との交流機会の確保

公民館活動や老人クラブ、地域活動などにおいて、障がい者が参加しやすい環境整備を行うことで、障がい者と町民との交流の機会の確保に努めます。

(2) 障がい者対象の講座等の開催

町社会福祉協議会や教育委員会、障がい者団体などと連携して、障がい者を対象とする各種講座・教室などを開催できるように努めます。

(3) 障がい者が参加・交流しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進

町民を対象にしたスポーツ・レクリエーション活動は、障がい者が気軽に参加できるようなプログラムを取り入れ、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるよう努めます。

(4) 障がい者のためのスポーツ・レクリエーション活動の振興

岐阜県では、平成24年10月に全国障害者スポーツ大会（ぎふ清流大会）が行われ、大会を通して競技人口の拡大や選手の競技力向上となりました。より一層、スポーツを通じた社会参加を促進するため、障がい者の参加を支援するとともに、町としても開催に協力していきます。

町内の活動としては、身体障がい者福祉協会が、軽スポーツ講習会やゲートボール大会、体育大会等を開催しており、これらの活動の支援を通じて、参加者の拡大や活動の充実を図ります。また、知的障がい者や精神障がい者のためのスポーツ・レクリエーション活動に取り組み、実施するよう努めます。

(5) 障がい者が参加しやすい文化的活動の推進

地域活動支援センターでの創作活動やサークル活動などでの文化活動を支援し、活動の活性化を図り、これらの文化活動の成果を発表する機会の確保するため関係機関と連携し活動推進に努めます。

また、県が実施する福祉フェアなどの情報提供を広報媒体等を利用し周知に努めます。

(6) 閉じこもり予防の推進

障がい者が身体的にも精神的にも良好な状態で生活を送るためには、家庭に閉じこもらず外出し、他者との交流を深めることが不可欠です。そのため、町社会福祉協議会、保健センター等と連携して、気軽に日頃の悩みや思いを打ち明けられるような障害者向けサロンなどの機会を提供し、障がい者などの閉じこもり予防の推進に努め、また地域住民への理解を促し、見守り体制の充実を図ります。

■数値目標

単位：か所

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
障がい者向けのサロン	目標	—	—	1	1	—	—
	実績	—	—	0			

(出所：健康福祉課資料)

V 生活環境の整備

1 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

障がいがあっても暮らしやすい生活環境を整備するため、住宅や公共的施設、民間施設、道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を進めます。また、町民に対してユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発活動を行っていきます。

(1) 住宅改修相談の実施

現在、専門家による相談窓口は確保されていませんが、一人ひとりの障がい者にあった住宅改修が行えるよう、専門家などと連携し、相談体制の整備に努めます。

(2) 日常生活用具給付事業による住宅改修の実施

重度の下肢障がい者、体幹機能障がい者、視覚障がい者、補装具の交付を受

けている内部障がい者、最重度及び重度の知的障がい者などを対象に、日常生活用具給付事業において住宅改修を実施しており、今後も利用促進を図ります。

(3) 住居を新築する際のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

障がいの有無にかかわらず、町民が住居を新築する際などに、将来を見据え可能な限りユニバーサルデザインやバリアフリー化を図れるよう、住宅に関するユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性を広報媒体等で啓発・情報提供に努めます。

(4) 町営住宅のバリアフリー化の推進

町営住宅などはエレベーターを設置するなどのバリアフリー化を図っています。また、今後新築や改築の計画に併せ、関係部局と連携し、より充実した町営住宅整備に努めます。

(5) 人にやさしい道路の整備

町道におけるバリアフリー化の整備は、まだ不十分で交差点などでは段差もあり、車椅子を利用する方にとっては利用しづらい状況です。しかしながら、限られた予算の中、可能な限り担当課と連携し、町道のバリアフリー化の推進に努めます。

(6) 人にやさしい建築物の整備

町の関係施設や公園、公共交通機関などの公共的施設について、障がい者など当事者の参加を得ながら老朽化、耐震化などに伴う改築に併せ、計画的にユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進に努めます。

また、「岐阜県福祉のまちづくり条例」に沿ってユニバーサルデザイン・バリアフリー化が進められるよう、啓発・情報提供を行います。

(7) ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発活動の推進

福祉的視野に立ったモラルの向上を図ると共に、啓発活動を通して、心のバリアフリー化の促進に努めます。

Ⅵ 安全・安心なまちづくりの推進

1 防災・防犯対策の充実

障がい者が地域のなかで安心して生活を送れるよう、防災対策の充実や防犯対策の充実に取り組んでいきます。

(1) FAXやEメールによる緊急通報体制・情報提供体制の整備促進

聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者の消防署への緊急通報手段として、FAXやEメールなどによる緊急通報体制を整え、今後一層のPRを行い、利用を促進します。

また、災害情報などを周知できるよう、FAXやEメールなどによる災害情報の提供に努めます。

(2) 防災知識の普及・啓発の推進

災害時における的確な対応能力を高めるため、今後も引き続き防災訓練を実施し、障がい者の参加を促します。また、広報媒体やハザードマップ等による啓発・情報提供の充実を図ります。

(3) 災害時支援体制の構築

平成23年3月11日の東日本大震災や平成26年8月20日の広島市北部の土砂災害等により、防災に対する意識は、本町のみならず全国的に高まっています。また、平成22年7月には本町でも豪雨による土砂災害が起こっており、障がいのある方の支援体制の構築が急務となっています。障がいのある方へのアンケート調査では、地震等災害発生時に一人で非難できますかとお聞きしたところ、約3割（34.3%）が「できない」と回答されています。こうした結果を踏まえて、障がいのある方の災害時の支援を検討する必要があります。

本町では、関係機関と連携し支援体制の整備及び充実を実施検討するとともに防災計画に基づく避難行動要支援者名簿等の整備や福祉避難所の設置など支援活動の充実に努めます。また、災害時の「共助」が大切でありますので、自治会や近隣者等と連携した近隣者支援体制の構築に努めてまいります。

(4) 防犯対策の充実

近年、障がい者や高齢者などが詐欺や悪質商法などによる被害を受けるケースが増えており、警察など関係機関と連携して、防犯に関する情報提供や講習会などの開催により防犯に向けた意識高揚を図ります。

また、行政と協力団体が地域と連携してネットワークを形成し、地域全体で

見守る体制として、八百津町見守りネットワーク事業を構築しています。今後更に関係機関と連携し、障がい者、高齢者、児童などへの地域の見守り体制の強化を図ります。

Ⅶ 相談支援体制の整備と権利擁護の推進

1 差別の解消、虐待防止と権利擁護の体制の整備及び推進

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されることに伴い、障がい者の方が障がいの有無による差別を受けることがないように、各分野における配慮が必要となります。また、知的障がい者や精神障がい者などで判断能力が不十分な人たちに対する権利擁護に努めます。

(1) 各分野における差別の解消の推進

本基本計画は、各分野における取組みの箇所でそれぞれ掲載しています。

- ① 雇用・就業分野
- ② 保育・教育・療育分野

(2) 権利擁護に関する各種制度のPRと利用の推進

法改正により地域生活支援事業により成年後見制度を実施することとなるため、地域包括支援センターと連携を図りながら、権利擁護についての相談などに応じ関係機関と調整し、体制の整備に努めます。またパンフレットなどの広報媒体を活用し、制度の周知に努めます。

Ⅷ 地域ぐるみでの障がい者支援の推進

1 障がいや障がい者理解の促進

障がいや障がい者に対する地域住民の理解の促進や助け合いの心の涵養を図るため、啓発活動や子どもの頃からの福祉教育、地域での福祉教育を推進します。

(1) 障がいや障がい者理解の促進に向けた啓発活動の推進

町や町社会福祉協議会の広報誌やホームページ、などのほか、町産業祭などのイベントや障がい者週間などさまざまな機会をとらえて、障がいや障がい者理解を深めるための啓発活動を推進します。

(2) 障がい者虐待防止等の啓発活動の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者の保護、自立支援のための措置、養護者の負担の軽減等が定められています。町や町社会福祉協議会の広報誌、パンフレット等を活用して障がい者虐待の防止に関する啓発等の周知を図っていきます。

(3) 発達障がいについての周知・啓発

発達障がいについては、平成23年の障害者基本法の改正により障害者基本法の対象であることが明記されました。そのため、これまで以上に発達障がいに対する啓発が必要と考えられます。町や町社会福祉協議会の広報誌、パンフレットなどを活用して発達障がいの基礎知識と発達段階に応じた支援のあり方等の情報提供により、発達障がいについての理解の促進を図ります。

(4) 子どもの頃からの福祉教育の推進

社会科や総合的な学習の時間などの教科活動や道徳などの時間を利用して、人道プランに基づく人権教育と併せて障がいや障がい者の正しい理解、助け合いの心を育むための教育を行い、各学校での情報交換や福祉教育プログラムの充実に努めます。

(5) 地域での福祉教育の推進

ボランティア教室等は社会福祉協議会にて実施していますが、地域懇談の実施は不十分となっています。そこで、地域で障がいに対する正しい理解を深め、問題意識を持つような仕組みやNPOなど外部団体と連携して地域懇談会を実施できるよう努めます。

2 地域での助け合い活動及びボランティア・NPO 活動の推進

地域での助け合い活動の推進に向けて、民生・児童委員、身体・知的障がい者相談員活動などの活性化に努めます。また、ボランティア活動・NPO活動の推進や障がい者団体の活動支援に努めます。

(1) 地区自立支援協議会（仮称）の設立

「地区自立支援協議会（仮称）」は住民を中心とし、民生・児童委員、福祉協力員、NPOなどが協働しながら、障がい者を地内において支援するための組織で、地域に応じた組織の構築が重要であるため、組織の整備に努めます。

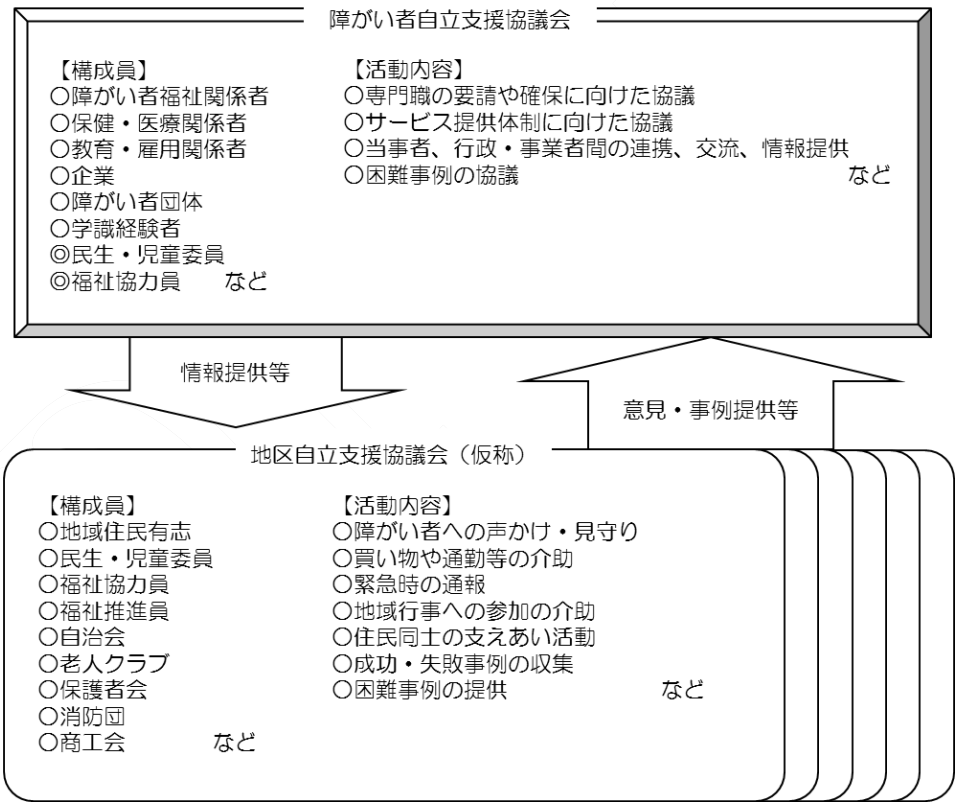
また、福祉分野で活躍できる意欲的な人材を育成し、地域の福祉支援について協議できる場の提供に努めます。

■数値目標

単位：回／年

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
地域福祉サポーター育成講座	目標	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0			
地域デビュー講座	目標	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0			

(出所：健康福祉課資料)



(2) 民生・児童委員、福祉協力員・福祉推進員、身体・知的障がい者相談員活動の一層の活性化推進

地域において障がい者などからの相談に応じ、関係機関などとの連絡・調整を図り、小地域における地域福祉問題の発見や住民による助け合い活動のリーダー等の役割を担う存在として、民生・児童委員、福祉協力員・福祉推進員、

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員があり、各委員の活動を支援し、委員活動の環境整備に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

町社会福祉協議会にあるボランティアセンターを中心として、障がい者の支援を行うボランティアの育成やコーディネート、ボランティアグループの活動支援などを行い、障がい者の支援を行うボランティア活動の一層の推進に努めます。

(4) NPO活動の推進

現在、町にNPO法人があります。これらNPO法人への活動支援を行うとともに、新たなNPO法人の設立に向けた支援を行います。

(5) 当事者間の交流及び当事者団体の活動支援

現在、会員の拡大はそれぞれの団体による自助努力で行われています。また、交流会や新規団体の育成について、側面的なサポートする体制を継続していきます。

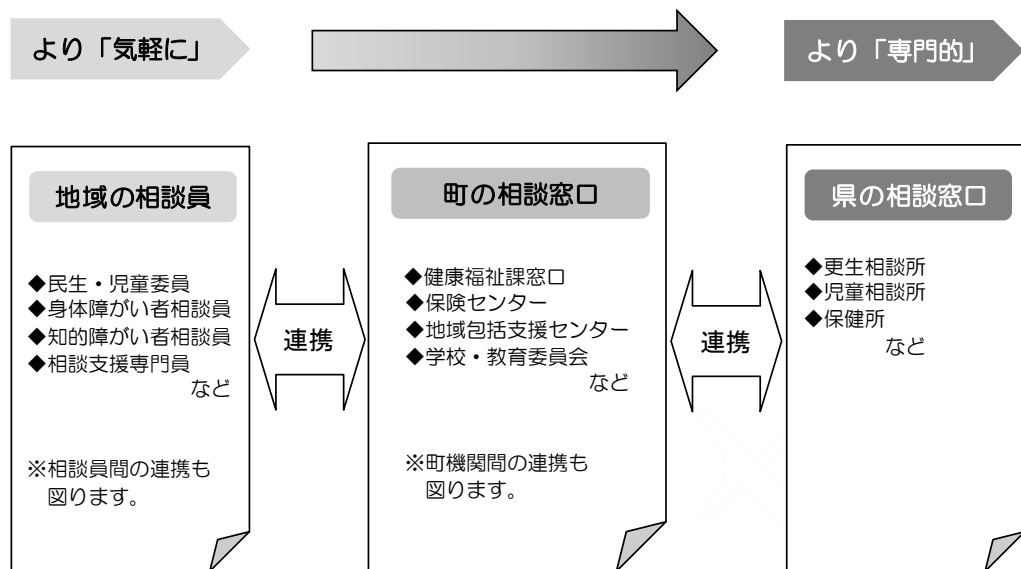
IX 障がい者施策推進体制の整備

1 相談支援体制の充実

サービスを必要とする障がい者が必要なときに必要なサービスが利用できるよう相談・情報提供の充実を図ります。

(1) 相談体制の充実

相談委託事業については、専門家による相談を身体・精神・療育分野の各障がい分野で実施しています。また、個別支援会議を設置し、個別事案について関係機関と連携を密にし、充実した体制を整備しています。「いつでも」「気軽に」相談でき、かつ、専門的な相談にも対応できるよう、町内外にある各種相談機関や民生・児童委員、身体・知的障がい者相談員、相談支援専門員などの連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。



(2) 情報提供手段の多様化

町や町社会福祉協議会の広報誌、パンフレットなどによる情報提供、町インターネットホームページ、町ケーブルテレビ（シーシーネット）などでの情報提供、民生・児童委員や身体・知的障がい者相談員などによる地域のなかでの相談活動を通じた情報提供等、必要に応じた手段の多様化に努めます。

2 障がい者施策にかかわるスタッフの確保と一層の資質向上

町の職員をはじめ、民間サービス事業所の職員など、障がい者施策にかかわるスタッフの研修機会の確保等により、一層の資質の向上に努めます。

(1) 町職員の研修機会の拡充

障がい者施策は健康福祉課だけで行えるものではなく、庁内全体で取り組む必要があります。そのため、職員の研修会の参加、各種イベントもしくは広報誌などに媒体を通じて、障がい者に対する、正しい理解を深めるための研修会など職員意識の高揚に努めます。

■数値目標

単位：回

評価指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29
研修会の実施	目標	—	1	1	1	1	1
	実績	—	0	1			

(出所：健康福祉課資料)

(2) サービス事業者との連携推進

現在、圏域自立支援協議会において、事業所と合同で研修会を実施しています。今後も継続して研修会へ参加するなど職員の資質の向上に努めます。

3 県、近隣市町村、庁内各課、関係機関との連携強化

本計画の実施にあたり、町単独で取り組むことが困難な事業も多々あり、県や近隣市町村等の広域的連携に努めます。また、庁内各課との連携はもちろんのこと、サービス事業者との連携に一層取り組みます。

(1) 広域的連携の推進

本計画を推進にあたり、可茂管内共通の問題や協議事項、広域で統一すべき事案について、加茂郡7町村自立支援協議会を通じ、協議調整を図ります。

(2) 関係課との連携

福祉担当課である健康福祉課だけではなく、必要に応じ関係課との連携を図り、障がい者施策の推進に努めます。

(3) 福祉分野の各種団体・機関等の連携・協働

本計画を実現するには、町民一人ひとりの参加と各種団体、機関などの協力が不可欠です。それぞれの立場で公私が互いにパートナーシップを発揮し、連携・協働していくことが求められます。そのため、住民参加に向けた情報提供等を積極的に行い、広報・啓発に努めます。

また、当事者団体、町社会福祉協議会、町内外の社会福祉法人・医療法人・民生・児童委員等、福祉分野における協働・連携を継続して実施するよう努めます。

第5章 障がい福祉計画の目標数値

I 八百津町の平成 29 年度目標

1 平成 25 年度までの達成状況と平成 29 年度の数値目標

今回の障がい者福祉計画では、平成29年度末を目標期間としています。目標値の設定にあたっては、第3期障がい福祉計画の実績と、国の基本指針を参考に設定し、障がい者が住みやすいまちづくりに向けた施策を進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の削減

国の平成24年度末における福祉施設入所者削減割合は8.0%であり、平成26年度までに10%減少することを目標値としていますので、達成可能な推移となっています。

本町においては平成25年度末時点で15.6%（5名）減少となっており、平成26年度数値目標は6.3%（2名）減少ですので、平成25年度において目標値を達成しています。

この結果を受けて、第4期障がい福祉計画において、国は平成25年度時点の施設入居者数から4.0%以上の削減を計画していますが、本町では第3期障がい福祉計画の達成状況と地域特性を勘案し、6名（22.2%）の削減を目標値として設定します。

	H17 年 10 月 (A)	H26 目標値 (B)	H25 実績値 (C)	H25 時点の 達成率(C/B)	H29 目標値 (D)
施設入所者数	32 人	30 人	27 人		21 人
削減数		2 人	5 人	250%	6 人
削減割合		6.3%	15.6%		22.2%
(参考) 国の目標と実績		10.0%	8.0%		4.0%

(注) 削減割合は、平成26年度目標値及び平成25年度実績値については、平成17年10月時点の施設入所者数に対する割合を、平成29年度目標値は平成25年度末時点の施設入所者数に対する割合を示しています。

(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の平成24年度末における福祉施設入所者の地域生活への移行割合の実績は

23.7%（平成17年10月の施設入所者に対する移行者の割合）であり、平成26年度までに30%以上が移行することを目標値としていますので、達成可能な推移となっています。

本町においては平成25年度末時点で5名が地域生活へ移行しており、平成26年度数値目標は2名移行ですので、平成25年度において目標値を達成しています。

この結果を受けて、第4期障がい福祉計画において、国は平成25年度時点の施設入居者数に比べて12%の人が地域生活へ移行することを計画していますが、本町では第3期障がい福祉計画の達成状況と地域特性を勘案し、3名（11.1%）の移行を目標値として設定します。

	H26 目標値 (A)	H25 実績値 (B)	H25 時点の 達成率 (B/A)	H29 目標値 (C)
地域生活に移行する者の数	2 人	5 人	250%	3 人
移行割合	6.3%	15.6%		11.1%
(参考) 国の目標と実績	30.0%	23.7%		12.0%

(注) 削減割合は、平成26年度目標値及び平成25年度実績値については、平成17年10月時点の施設入所者数に対する割合を、平成29年度目標値は平成25年度末時点の施設入居者数に対する割合を示しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針において、第4次障がい福祉計画において、各市町村又は圏域に少なくとも一つの地域生活支援拠点等の整備を行うことが示されています。本町では、当計画の最終年度である平成29年度までに、近隣市町村と協議のうえで地域生活支援拠点を1拠点整備することを目標値として設定します。

H29目標値	備考
1 拠点以上	中濃圏域、特に美濃加茂市や加茂郡域の町村（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町、東白川村）と協議のうえ、圏域内に最低1拠点を整備します。

(4) 一般就労への移行

国の平成23年度末における一般就労への移行割合の実績は2.7倍（平成17年度を1としたときの倍数）であり、平成26年度までに4倍とすることを目標値としていますので、達成可能な推移となっています。

本町においては平成24年度末時点で一般就労への移行者はおらず、平成26年度数値目標は4名移行ですので、達成が難しい状況となっています。

この結果を受けて、第4期障がい福祉計画において、国は平成29年度には平成24年度時点の一般就労への移行者の2倍以上とすることを計画していますが、本町では第3期障がい福祉計画の達成状況と地域特性を勘案し、2名とすることを目標値として設定します。

	H17 年度 実績 (A)	H26 目標値 (B)	H24 末実績 値 (C)	H24 時点の 達成率(C/B)	H29 目標値 (D)
一般就労移行者数	0 人	4 人	0 人	—	2 人
増加割合		皆増	—		皆増
(参考) 国の目標と実績		4倍以上	2.7 倍		2 倍

(注) 増加割合は、平成26年度目標値及び平成24年度実績値については、平成17年度の一般就労移行者数に対する割合を、平成29年度目標値は平成24年度の一般就労移行者数に対する割合を示しています。

(5) 就労移行支援事業の利用者数

第3期障がい福祉計画において、国は福祉施設利用者数の2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本としていましたが、本町においては、地域特性と社会資源の整備状況から勘案し、平成26年度までに3人の方が就労移行支援事業を利用することを目標値としています。これに対し、平成25年度の実績は利用者2名であり平成26年度においては概ね達成可能な推移となります。

国は平成29年度には平成25年度時点の就労移行支援事業の利用者数から6割以上の増加を計画していますが、本町では第3期障がい福祉計画の達成状況と地域特性を勘案し、5名（平成25年度の2.5倍）とすることを目標値として設定します。

	H26 目標値 (A)	H25 実績値 (B)	H25 時点での 達成率 (B/A)	H29 目標値 (C)
就労移行支援事業の利用者数	3 人	2 人	66.7%	5 人
(参考) 国の目標と実績	H17 年度実績 (2,379 人) の 4 倍	6,501 人 (H23 実績)		H24 実績 (推計 8,501 人) の 2 倍以上

(6) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

第4期障がい福祉計画に関する国の指針において、平成29年度までに就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所を全体の50%以上とすることが目標値として設定されたため、本町においても、目標値を設定します。なお、本町では岐阜県の目標と整合を図るため、就労移行率に関する具体的数値は定めず、就労移行率の高い事業所を1事業所増やすことを目標値とします。

	H29目標値
本町における目標値	就労移行率の高い就労移行支援事業所を1事業所確保
(参考) 国の目標	就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数が全体の50%以上

(7) 就労継続支援（A型）事業の利用者数

第3期障がい福祉計画において、国は就労継続支援事業利用者数の3割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを基本としていましたが、本町においては、地域特性と社会資源の整備状況から勘案し、平成26年度の就労継続支援事業の見込み24人（A型+B型）に対し、4人（16.7%）の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目標値としています。これに対し、平成26年10月時点の実績は利用者11名（45.8%）であり、目標を達成しています。

なお、第4期障がい福祉計画で就労継続支援（A型）事業の利用者数の目標値設定は国の指針に含まれていないため、本町においても目標値は未設定です。

	H26 目標値 (A)	H26 年 10 月実績値(B)
就労継続支援（A 型）事業利用割合	16.7%	45.8%
就労継続支援（A 型）事業利用者数	4	11
就労継続支援（B 型）事業利用者数	20	13

Ⅱ 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量等

1 障がい福祉サービスの事業体系

各障がい福祉サービス事業所は、平成24年3月末までに障害者自立支援法に基づく施設への体系を移行しました。また、平成25年4月から障害者自立支援法は障害者総合支援法となり、目的や基本理念が改正されましたが、基本的な法の位置づけは従来と異なることはなく、引き続き、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスを提供することになります。

障害者総合支援法は、以下のように介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、相談支援事業から成り立っています。

【表5-2-1】障がい福祉サービス体系

	サービス名	内 容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定）に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	サービス名	内 容
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

（出所：厚生労働省ウェブサイト）

2 障がい福祉サービスの見込み量

障がい福祉サービス等の必要量を見込むにあたっては、現在のサービスの利用状況や今後の制度等の動向に注目したうえで、障がいをお持ちの方が地域で生活するために必要な支援を把握することが重要となります。

（１）訪問系サービス

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

■現状と課題

- ・ 夜間や24時間対応の居宅介護の対応が不可能です。
- ・ 第3期計画からは同行擁護が項目に含まれましたが、同行擁護の利用量は増加傾向にあり、今後利用者の増加も見込まれます。
- ・ 重度視覚障がい者に対する新たな福祉サービスの提供に対応する必要があります。

■今後の方針

- ・ 可茂管内及び圏域の事業所と調整を図り、対応できる体制を整えます。
- ・ 利用者のニーズを的確に把握し、サービス等利用計画をもとに、適正な利用料の支給を行います。

なお、これまでの実績と第4期計画期間の目標数値は次のとおりです。

<表のみかた>

- ・ 単位については以下のとおりです。

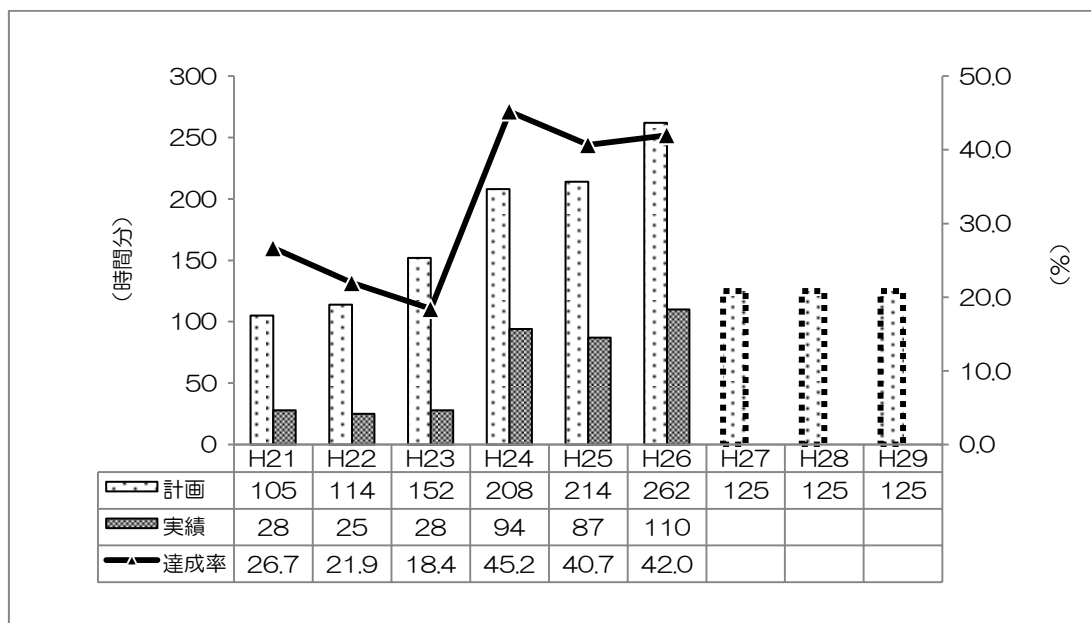
時間分：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

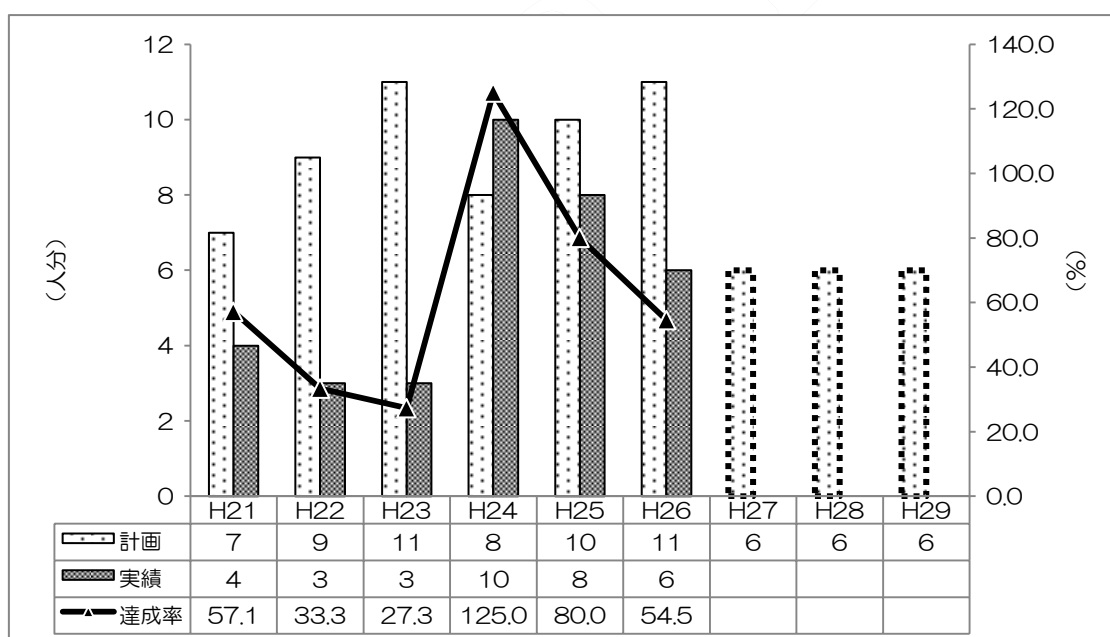
人分：月間の利用人数

- ・ 平成26年度は見込、平成27年度から平成29年度までは第4期の計画数値です。
- ・ グラフの右軸は達成率であり、折線グラフで示しています。

【図5-2-1】訪問系サービスの実績と計画の推移（時間分）



【図5-2-2】訪問系サービスの実績と計画の推移（人分）



(2) 日中活動系サービス

■現状と課題

- 「生活介護」「就労継続支援B型」については、平成23年度より町内事業者の新法移行によりサービス提供量が増加しています。

- ・ 「就労移行支援」は、可茂管内では2事業所、また近隣に「就労継続A型」は少ないため苦慮しています。
- ・ 「自立訓練（生活訓練）」施設は、現在可茂管内に1施設のみです。地域性や定員等の問題から利用などが困難となる場合があります。
- ・ 法改正により児童デイサービスが児童発達支援事業へ移行したため、サービスの質の確保が必要です。手帳未取得の子どもが利用者の半数以上を占めているため、事業所で提供する療育指導の充実が必要となります。

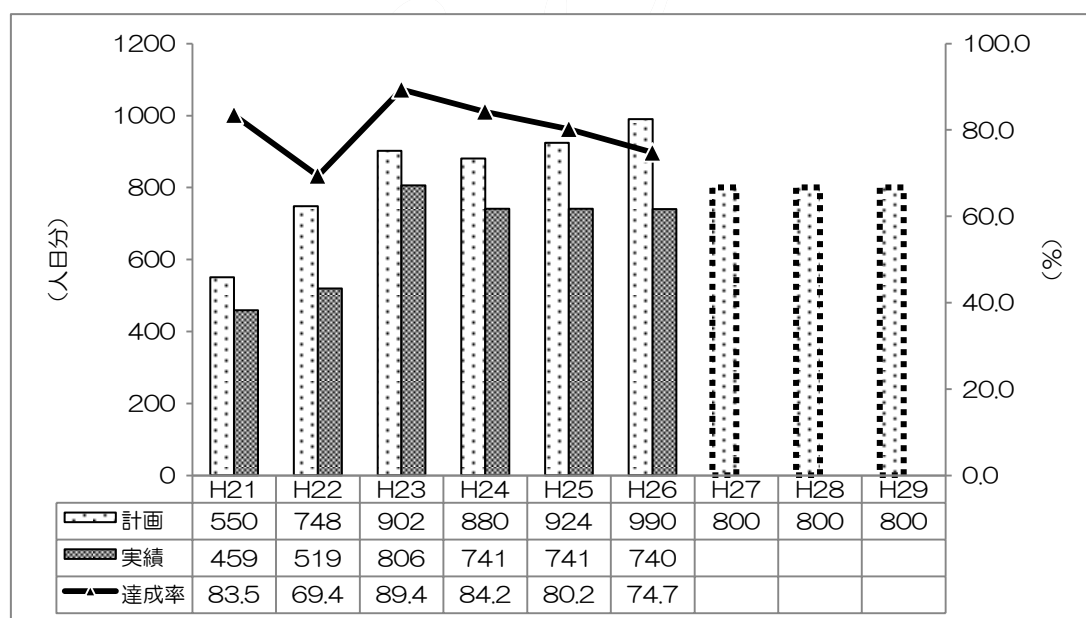
■今後の方針

- ・ 「就労移行支援」及び「就労継続支援A型」について、可茂管内の新規事業所の支援や事業所との調整によりサービス提供の確保に努めます。
- ・ 中濃・東濃圏域の「自立訓練（生活訓練）」事業所と調整を図りながら、サービス提供の確保に努めます。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、より質の高いサービス提供に努めます。

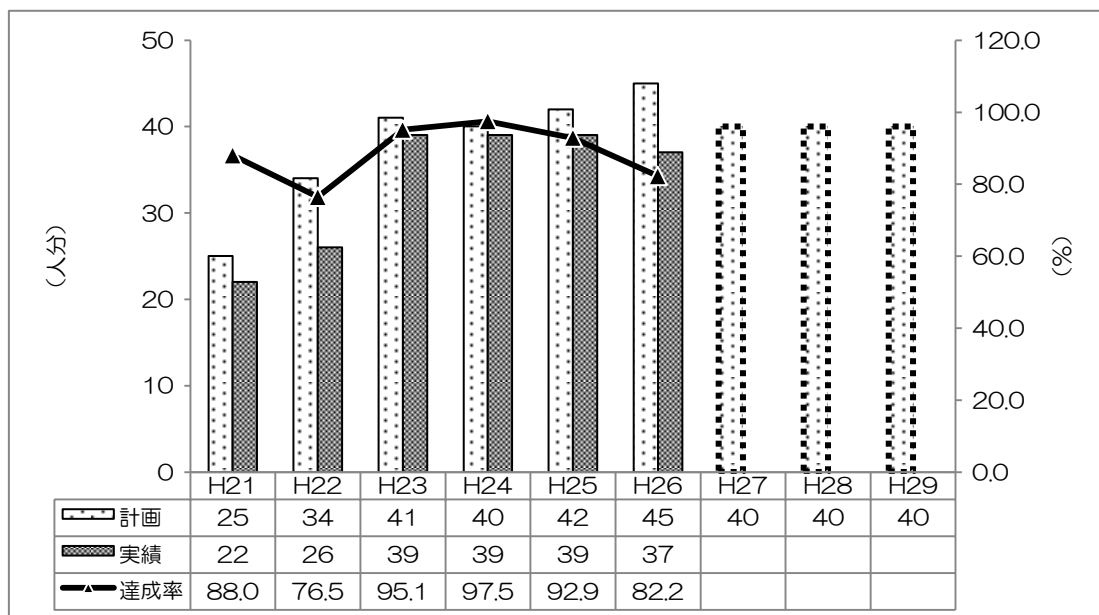
なお、これまでの実績と第4期計画期間の目標数値は次のとおりです。

① 生活介護

【図5-2-3】生活介護の実績と計画の推移（人日分）



【図5-2-4】生活介護の実績と計画の推移（人分）

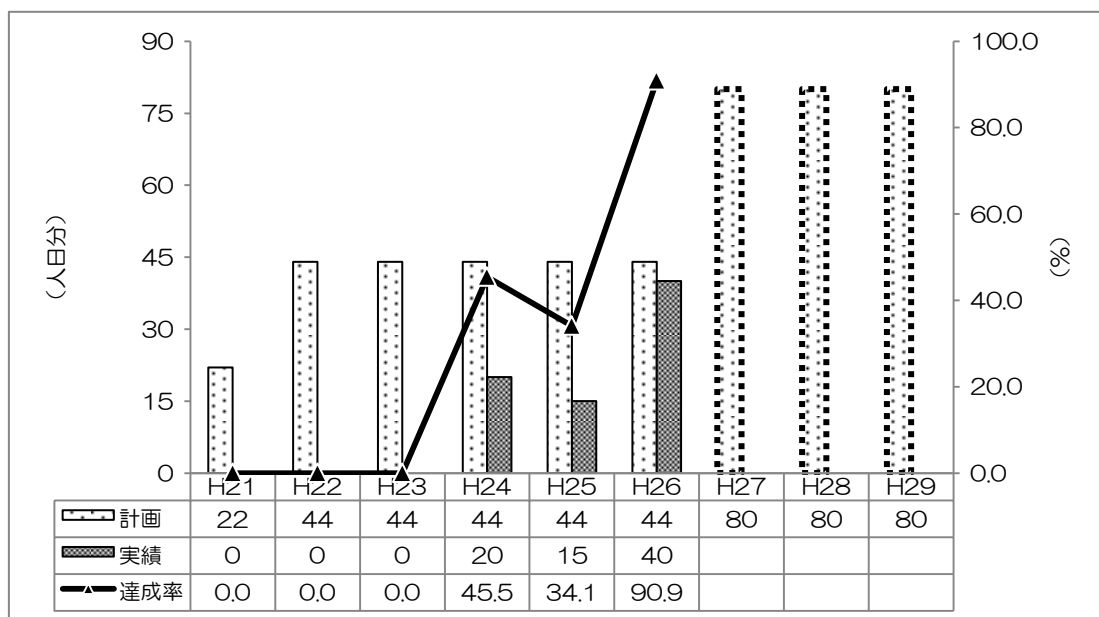


② 自立訓練（機能訓練）

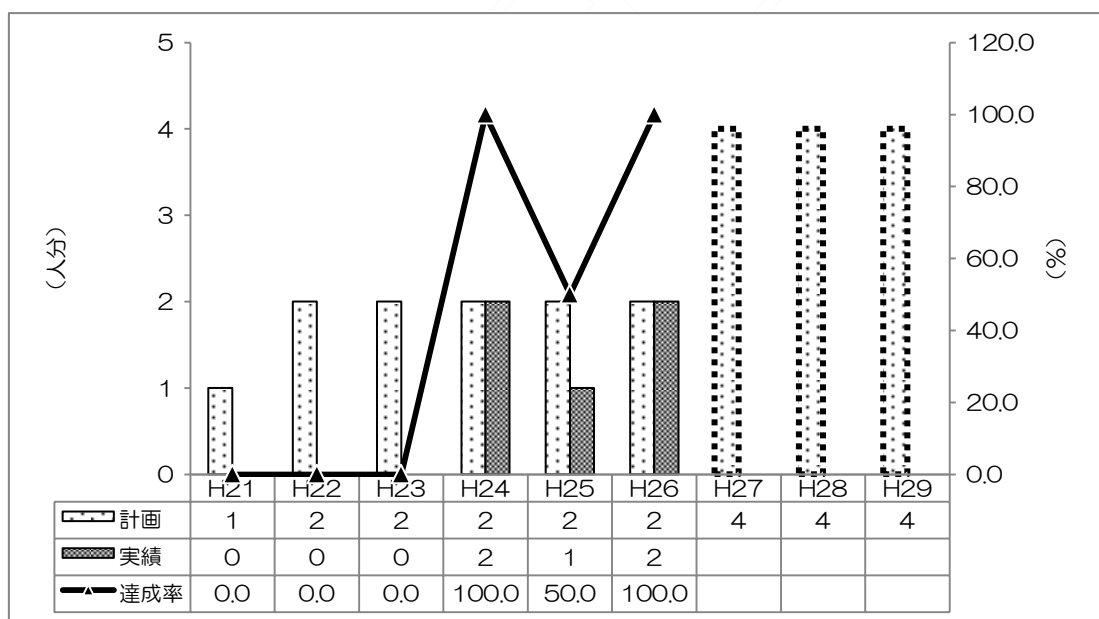
自立訓練（機能訓練）については、本町単独での支援は計画しておらず、平成26年度までの実績も0となっています。これらの福祉サービスについては、近隣市町村と協力して提供していきます。

③ 自立支援（生活訓練）

【図5-2-5】自立支援（生活訓練）の実績と計画の推移（人日分）

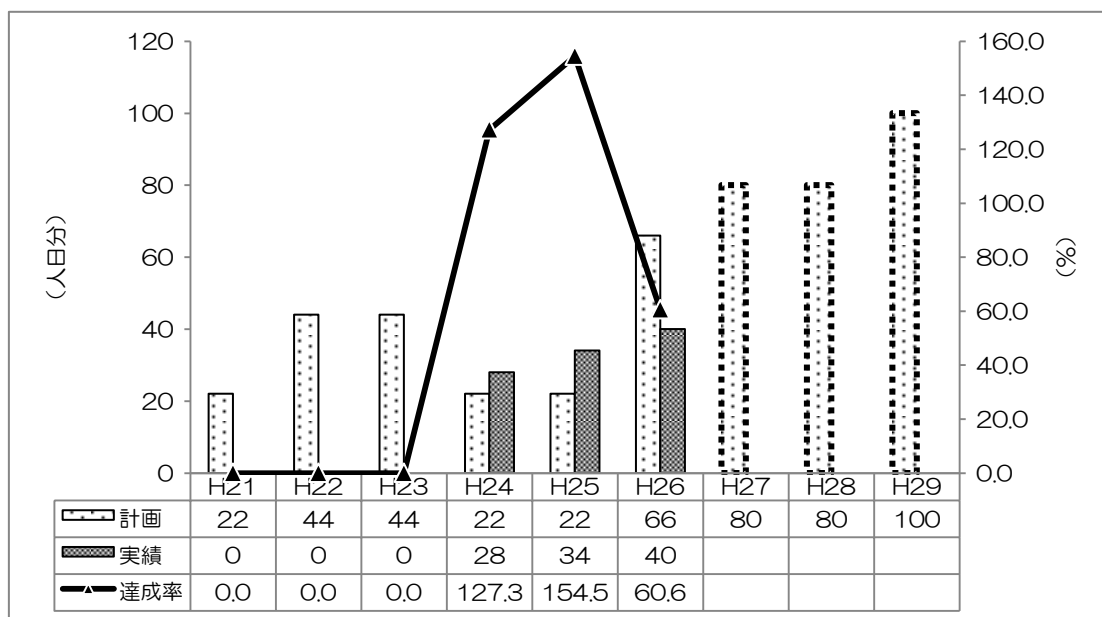


【図5-2-6】自立支援（生活訓練）の実績と計画の推移（人分）

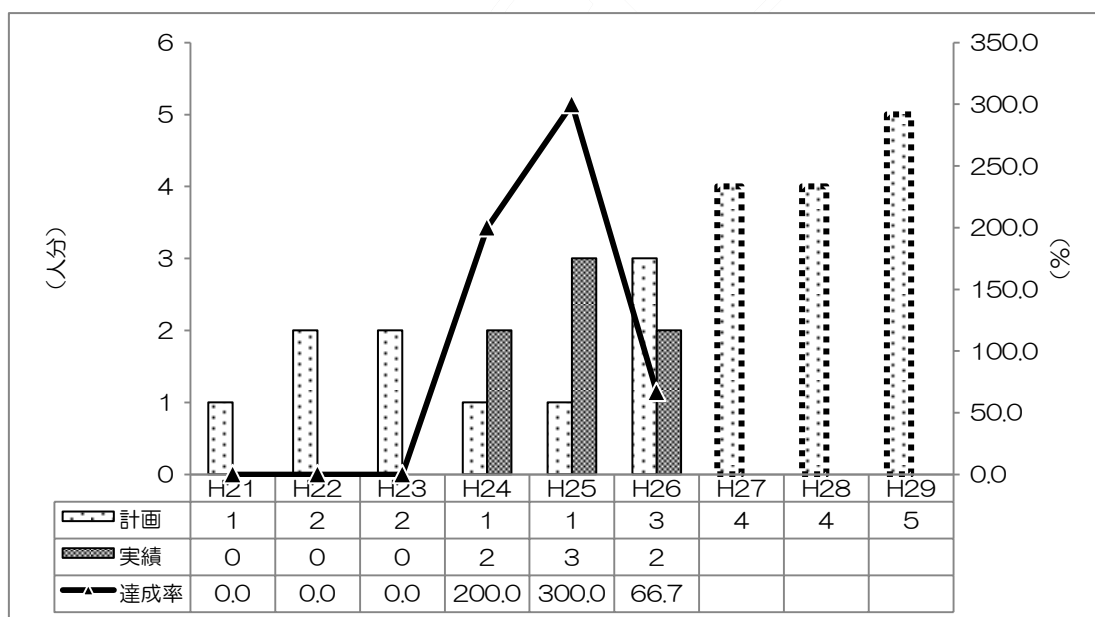


④ 就労移行支援

【図5-2-7】就労移行の実績と計画の推移（人日分）

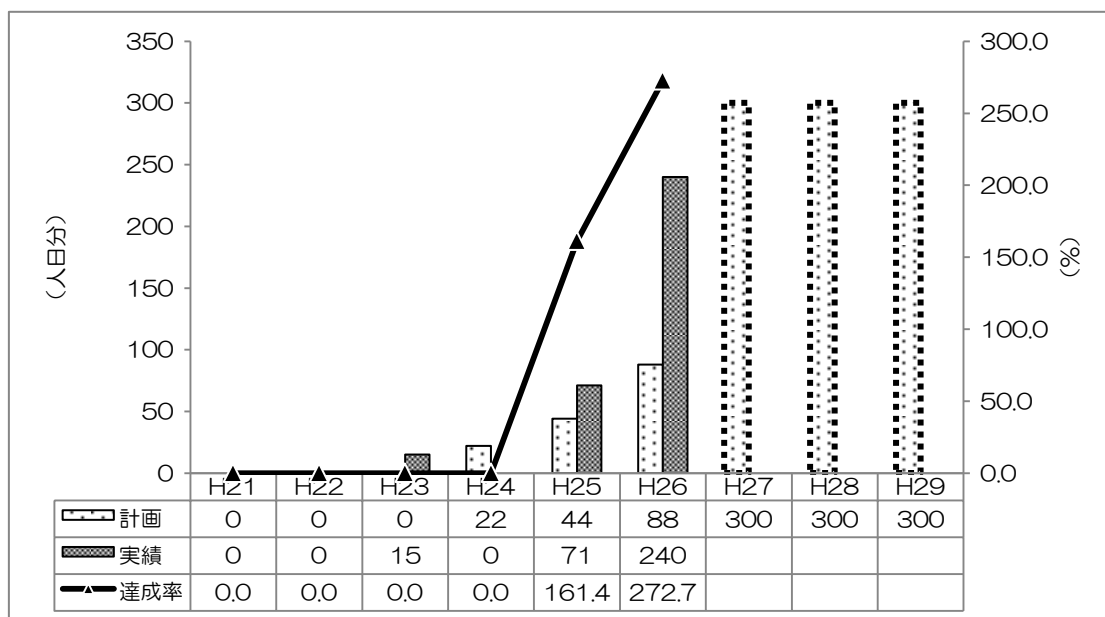


【図5-2-8】就労移行の実績と計画の推移（人分）

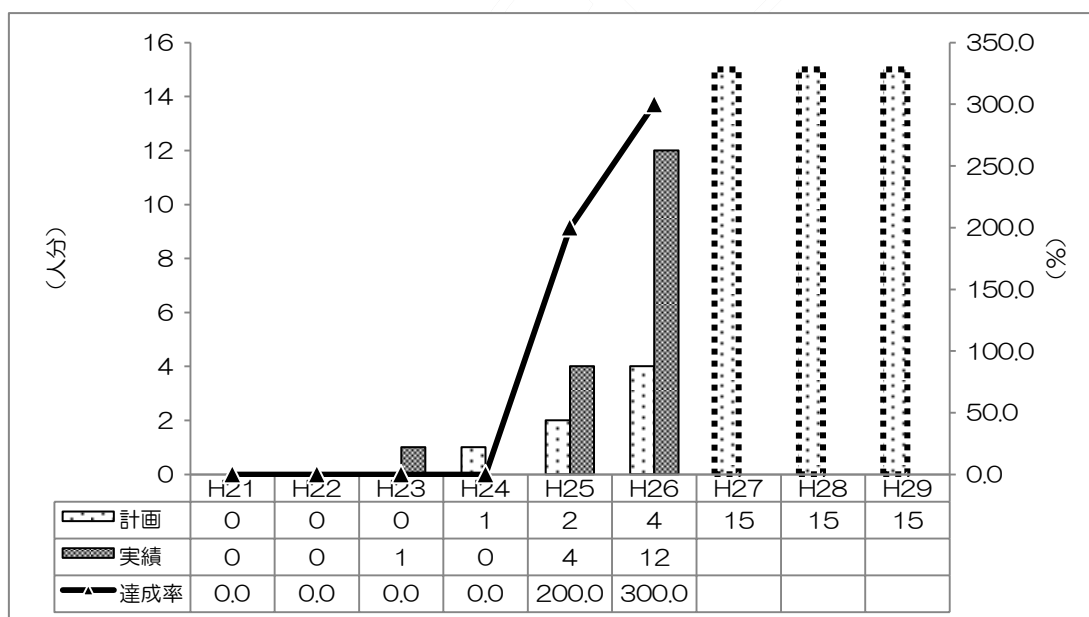


⑤ 就労継続支援（A型）

【図5-2-9】就労継続支援（A型）の実績と計画の推移（人日分）

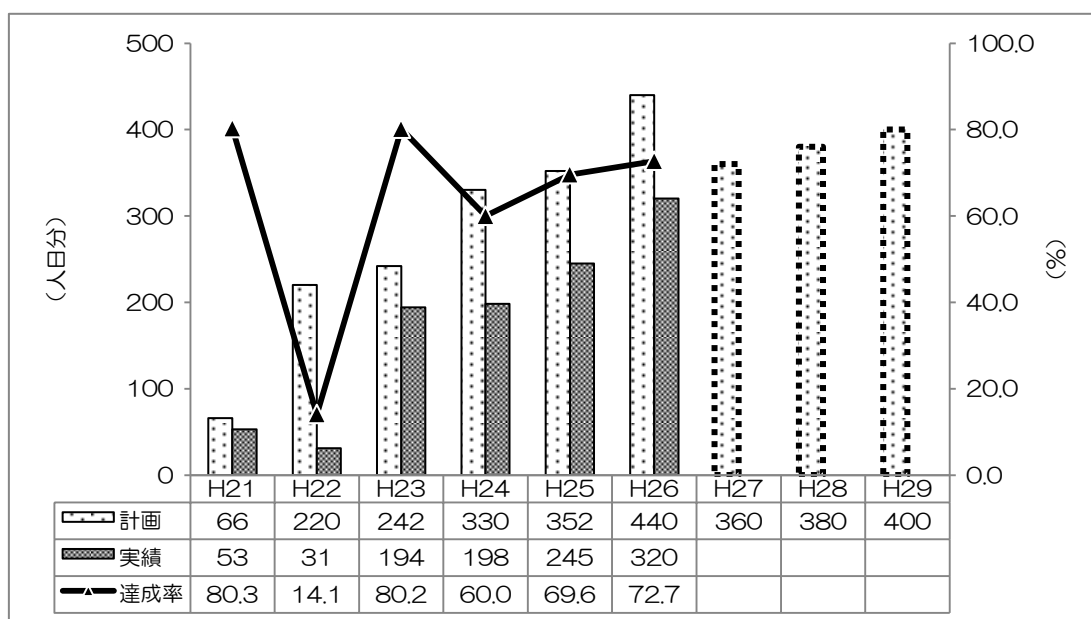


【図5-2-10】就労継続支援（A型）の実績と計画の推移（人分）

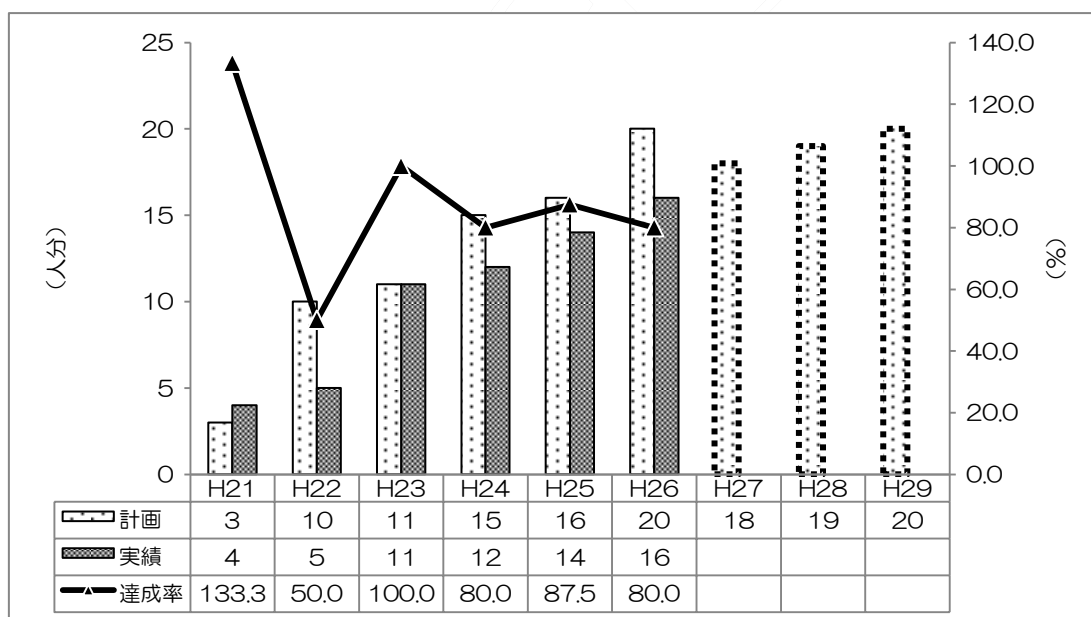


⑥ 就労継続支援（B型）

【図5-2-11】就労継続支援（B型）の実績と計画の推移（人日分）

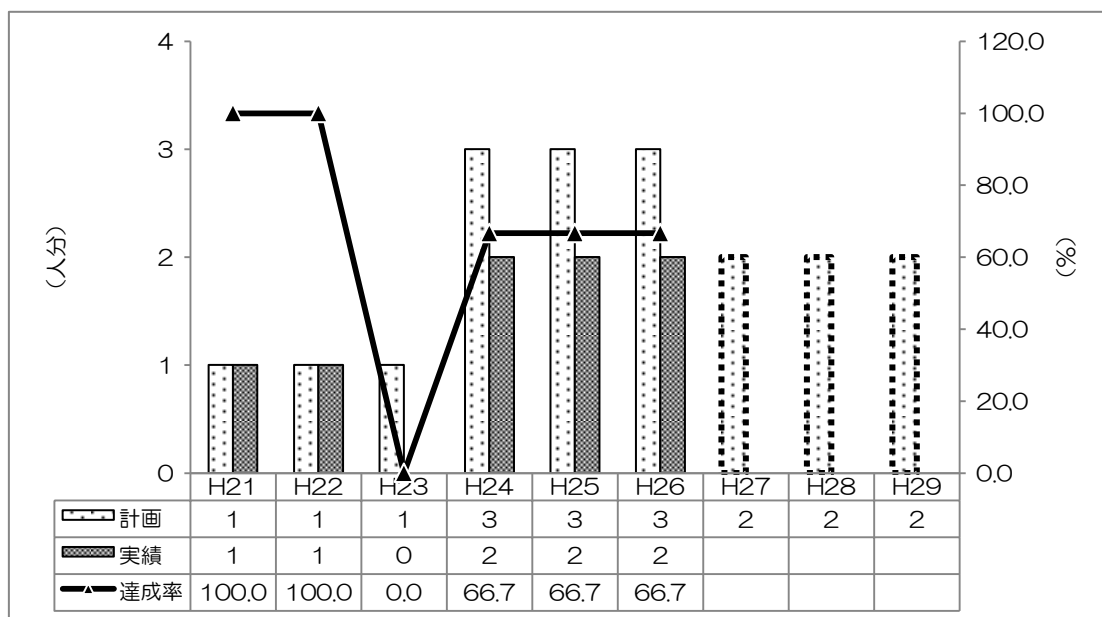


【図5-2-12】就労継続支援（B型）の実績と計画の推移（人分）



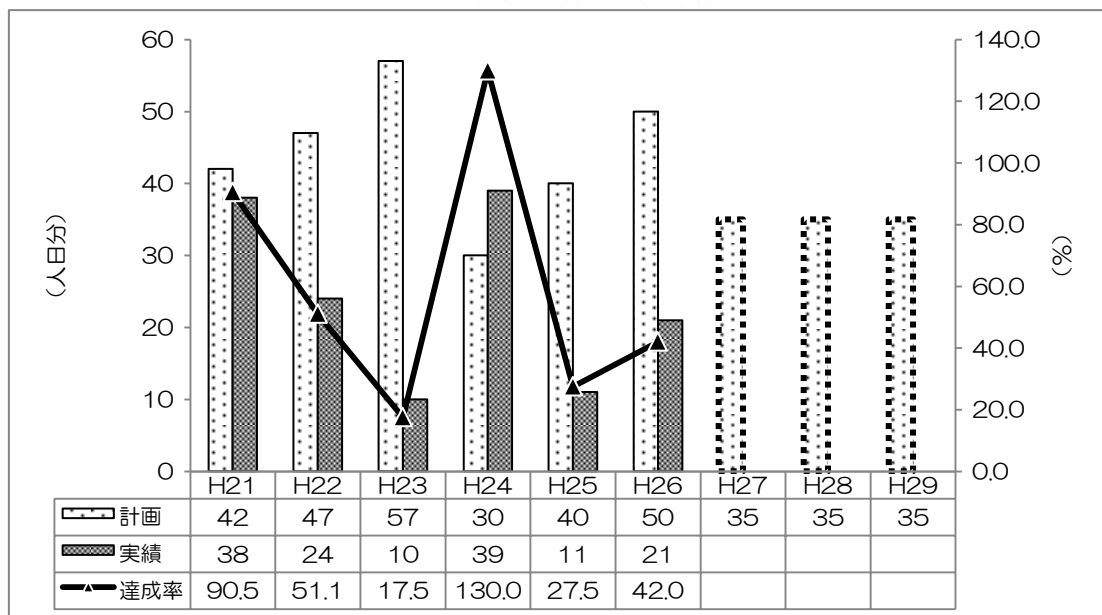
⑦ 療養介護

【図5-2-13】療養介護の実績と計画の推移（人分）

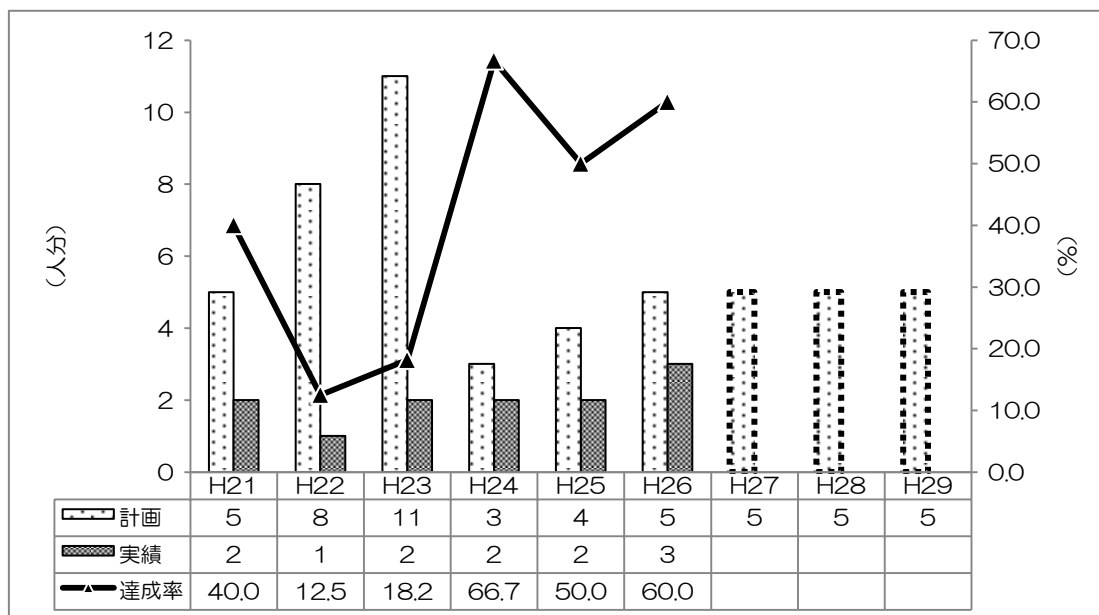


⑧ 短期入所（ショートステイ）

【図5-2-14】短期入所の実績と計画の推移（人日分）



【図5-2-15】短期入所の実績と計画の推移（人分）



（３）居住系サービス

■現状と課題

- 施設ではなく自立し生活ができる障がい者の方を支援するため、グループホームの増設が必要と考えられます。
- 各市町村の現状は周辺地域に事業所も少なく、利用調整ができるほど整っていないため、困難が予想されます。

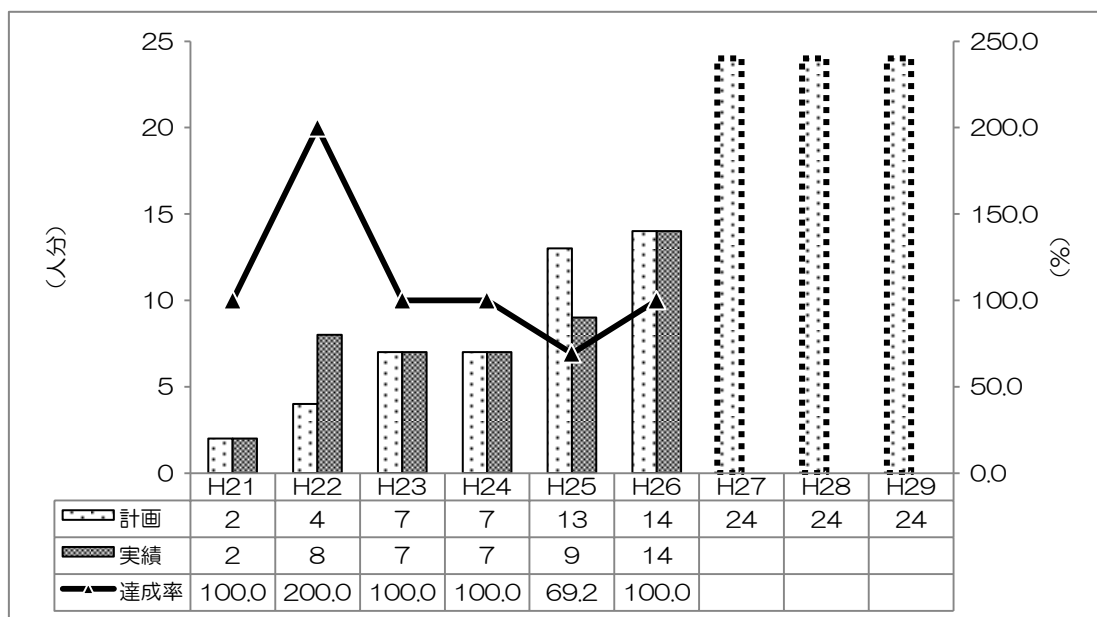
■今後の方針

- 施設サービス提供事業所へ働きかけを行い、グループホームの増設に向けた支援を行います。
- 居住系サービスの利用ができるようサービスの確保に努めます。

なお、これまでの実績と第４期計画期間の目標数値は次のとおりです。

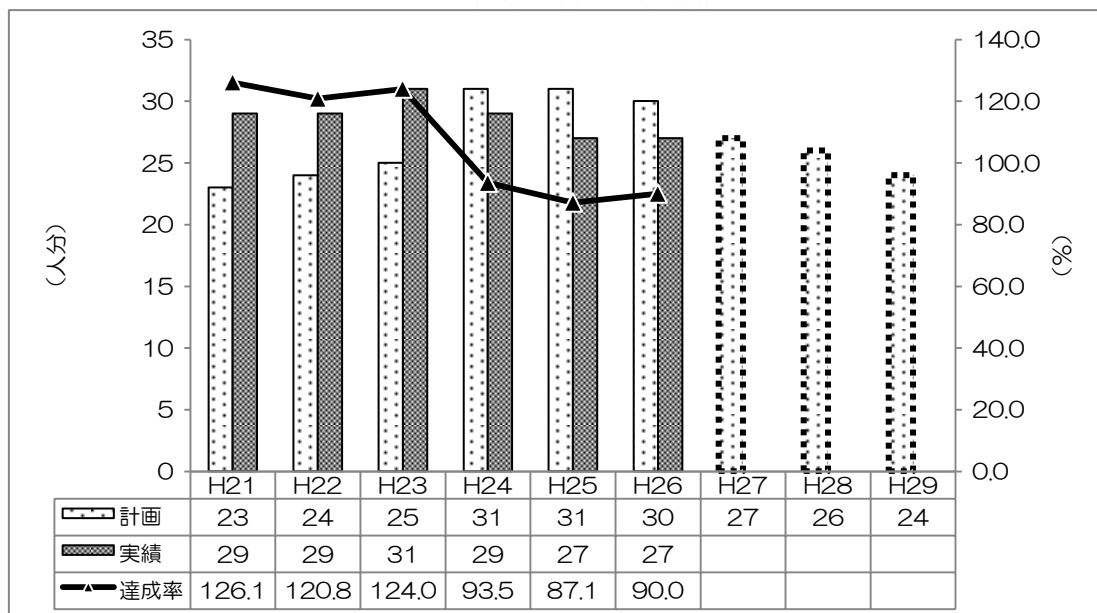
① 共同生活援助（グループホーム）

【図5-2-16】グループホームの実績と計画の推移（人分）



② 施設入所

【図5-2-17】施設入所支援の実績と計画の推移（人分）



(4) 相談支援

■現状と課題

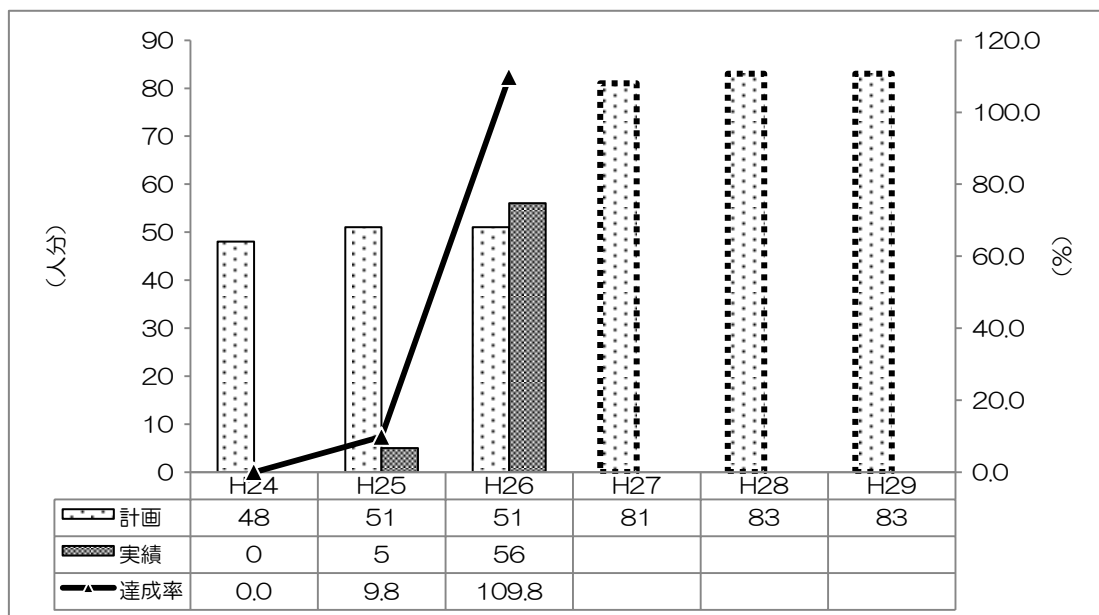
- 「相談支援」によるサービス等利用計画書を作成した対象者は、平成23年度現在で該当ありませんでした。法改正により3年間で全利用者を対象に作成する必要があったため、計画相談を行う相談支援事業所を確保しました。
- 基幹相談センターの設置が求められており、また、障害者虐待防止法により虐待防止センターの設置が義務付けられました。今後においても、専門相談員の確保や基幹相談支援センターの設置が必要となります。

■今後の方針

- 可茂管内において施設や事業所と調整を図りながら相談支援専門員の確保に努めます。
- 県内の基幹相談支援センターの設置状況や運営方法を検討しながら、設置に向けて取り組むよう努めます。
- 障がい者虐待防止センターにおいて関係機関と連携を図りながら、事例に対応できる体制を構築します。また、窓口職員研修や事例の調査研究に取り組みます。

なお、これまでの実績と第4期計画期間の目標数値は次のとおりです。

【図5-2-18】相談支援の実績と計画の推移（人分）



<内訳>

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	計画	46	49	49	77	77	77
	実績	—	5	56			
	達成率	—	10.2	114.3			
地域移行支援	計画	1	1	1	2	3	3
	実績	—	—	—			
	達成率	—	—	—			
地域定着支援	計画	1	1	1	2	3	3
	実績	—	—	—			
	達成率	—	—	—			
合計	計画	48	51	51	81	83	83
	実績	—	5	56			
	達成率	—	9.8	109.8			

(5) 障がい児通所、入所、相談支援

■現状と課題

- 法改正により児童デイサービスから児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業に移行しサービスの質の確保は保たれています。

■今後の方針

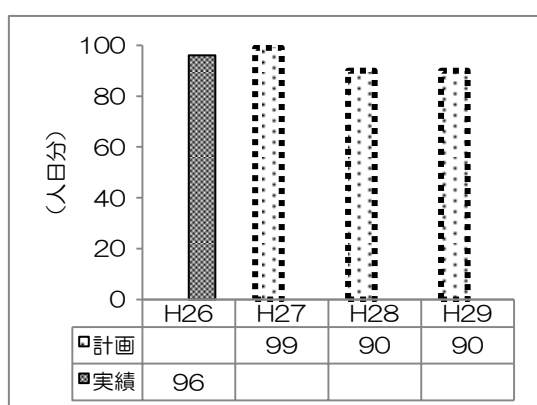
- ・ 児童福祉法に基づき質の確保が保たれるよう事業を推進します。
- ・ 関係機関、事業所と連携を図り、より質の高いサービスの提供に努めます。

なお、これまでの実績と第4期計画期間の目標数値は次のとおりです。

① 児童発達支援

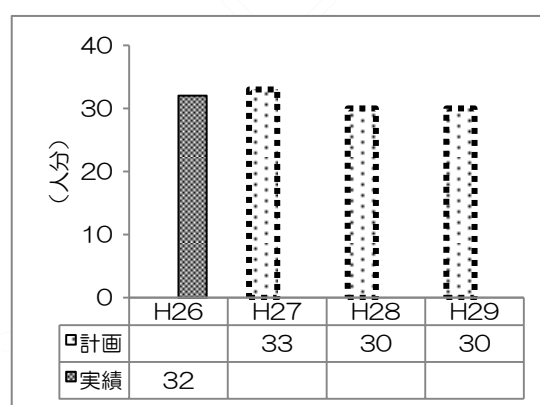
【図5-2-19】

児童発達支援の実績と計画の推移（人日分）



【図5-2-20】

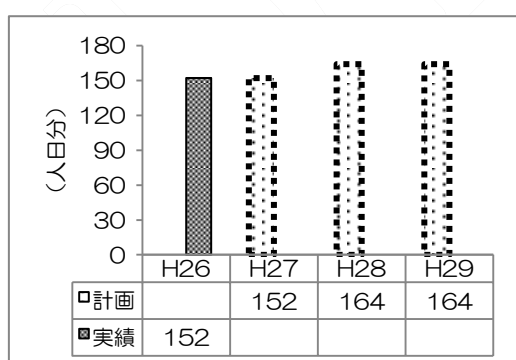
児童発達支援の実績と計画の推移（人分）



② 放課後等デイサービス

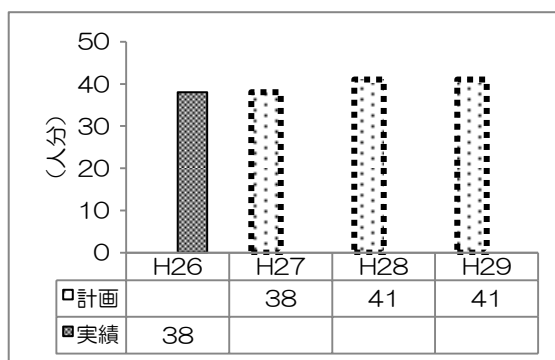
【図5-2-21】

放課後等デイサービスの実績と計画の推移（人日分）



【図5-2-22】

放課後等デイサービスの実績と計画の推移（人分）

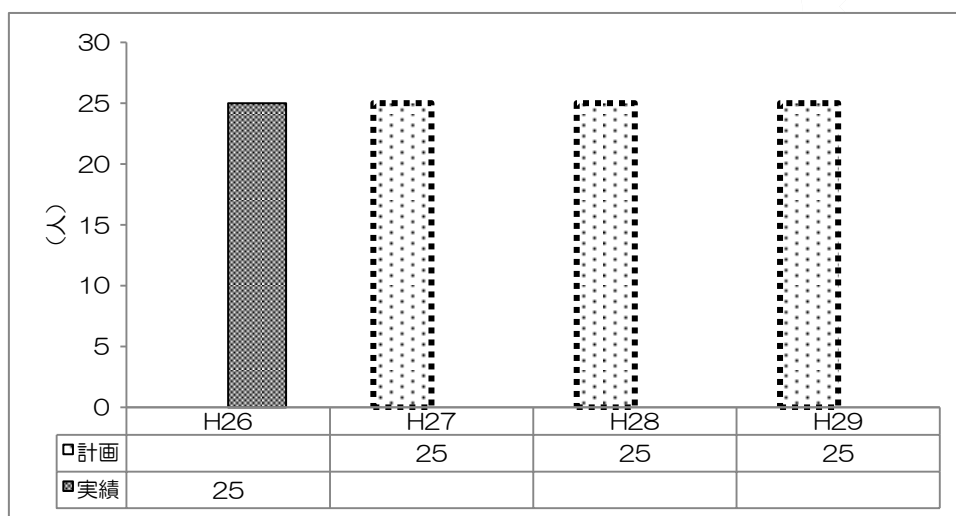


- ③ 保育所等訪問支援
- ④ 医療型児童発達支援
- ⑤ 児童入所支援

保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、児童入所支援については、本町単独での支援は計画しておらず、平成26年度までの実績も0となっています。これらの福祉サービスについては、近隣市町村と協力して提供していきます。

⑥ 障がい児相談支援

【図5-2-23】障がい児相談支援の実績と計画の推移（人）



第6章 計画推進に向けて

I 推進体制

本計画は、健康福祉課が中心となり、庁内関係各部門や「八百津町障がい者個別支援会議」とともに推進していきます。また、計画の推進にあたっては、可茂管内や中濃圏域内の各市町村、サービス提供事業所、県などとの協議・調整なども不可欠であることから、「加茂郡7町村障がい者自立支援協議会」「中濃圏域障がい者自立支援推進会議」などを通じて一層の連携強化に努めます。

Ⅱ 進行管理と評価

1 計画の公表・周知

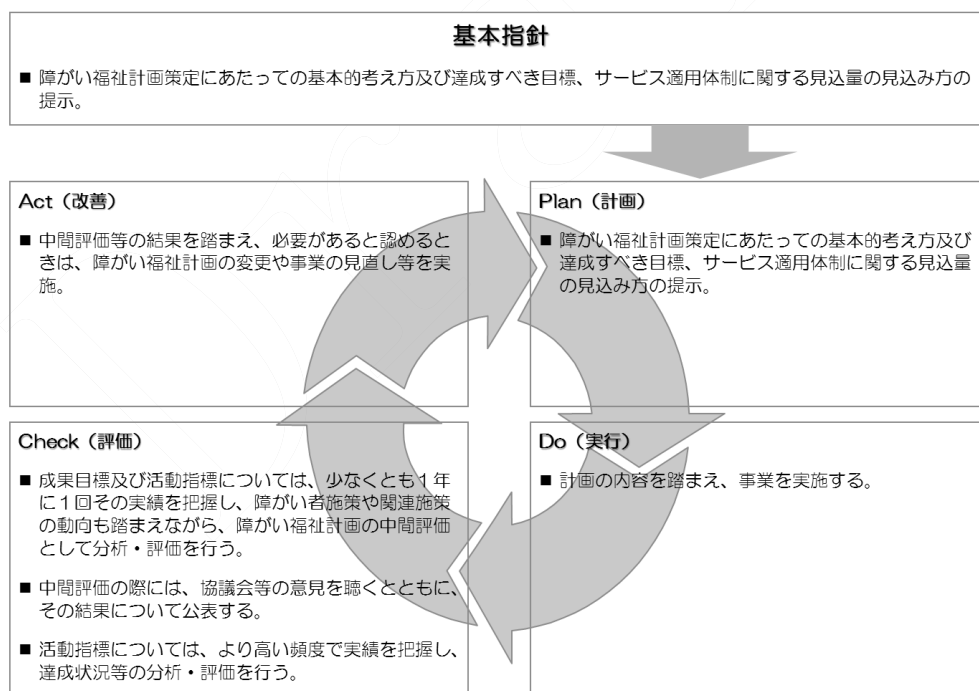
本計画を町ホームページで公表するなど、広く周知を図ります。

2 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行うこととし、必要があると認めるときは計画を変更するなど必要な措置を講ずるものとしています（PDCAサイクル）。

本町では、本計画の進行状況等をチェックするため、毎年1回、「八百津町障がい者福祉計画作成部会」を開催し、報告・検討・審議を行います。

「PDCA サイクル」とは、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）の頭文字をとったものであり、さまざまな活動における品質管理や業務改善に広く利用されるマネジメント手法を言います。



八百津町障がい者福祉計画

発行年月／平成 2 7 年 3 月

発 行／八百津町

編 集／八百津町 健康福祉課

〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2

T E L : (0574) 43-2111 (代) F A X : (0574) 43-2117